

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容			担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
4章	さまざまな人権問題への取り組み								
	1 同和問題(部落問題)								
	2 施策の推進方針								
4-1-2-1		1	地域や市民団体、企業、県、法務局等と連携・協働して、「差別をしない、許さない」意識の醸成を図り、部落差別解消に向けた教育・啓発を推進します。	人権推進課	○人権尊重社会を実現する鳥取市民集会 ○世界人権宣言推進事業（人権フォーラム） ○人権とっとり講座 ○地区人権啓発推進員研修会 ○人権教育推進員設置事業	【7年度】 人権とっとり講座の開催や市人権教育協議会の各部会における研修会、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行った。 【8年度】 鳥取市民集会や小地域懇談会による効果的な啓発の研究や、広く市民に啓発の機会を提供するため、鳥取市人権情報センターや県、関係機関と協働・連携を図り、取組の推進に努める。	★★★	【6年度】 人権とっとり講座の開催や市人権教育協議会の各部会における研修会、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。 【7年度】 鳥取市民集会や小地域懇談会による効果的な啓発の研究や、広く市民に啓発の機会を提供するため、鳥取市人権情報センターや県、関係機関と協働・連携を図り、取組の推進に努める。	★★★
4-1-2-2		2	地域課題や相談ニーズを踏まえた教育・啓発を実施し、人権と福祉のまちづくりを推進します。	中央人権福祉センター	○人権教育研究会事業 ○人権学習講座事業	【7年度】 ・人権教育研究会事業（4回） ・人権学習講座事業（60回） 【8年度】 ・地域住民のニーズに沿った講座の展開。	★★★	【6年度】 ・人権教育研究会事業（4回） ・人権学習講座事業（61回） 【7年度】 ・地域住民のニーズに沿った講座の展開	★★★
4-1-2-3		3	具体的な差別事象やインターネット等の情報化の進展に伴った部落差別に関する状況の変化に対応するため、公益財団法人鳥取市人権情報センターが行う教育・啓発の調査研究への取組を支援するとともに、研修や学習に活用していきます。	人権推進課	○市人権情報センター補助金 ○啓発冊子発行事業	【7年度】 鳥取市人権情報センターと連携協力し、専門性のある研究員により、センターが行うネットモニタリングに基づき、インターネット上の具体的な部落差別の現状など今なお残る差別の実態を学ぶ研修を行っている。県や専門機関が作成したリーフレットや学習資料を活用している。 《市職員対象》同和問題研修 7/2 参加者数 70人（係長級） 【8年度】 今後も、鳥取市人権情報センターと連携し、啓発のあり方について調査研究を行う。また県や専門機関とも連携し人権教育推進員の人材育成を図るとともに効果的な学習方法の研究に取り組む。	★★★	【6年度】 鳥取市人権情報センターと連携協力し、専門性のある研究員により、センターが行うネットモニタリングに基づき、インターネット上の具体的な部落差別の現状など今なお残る差別の実態を学ぶ研修を行っている。県や専門機関が作成したリーフレットや学習資料を活用している。 《市職員対象》同和問題研修 11/1 参加者数 60人（課長補佐級） 《人権啓発・学習資料の作成》 「知らないからわからない」から「知らないからわかりたい」へ 【7年度】 今後も、鳥取市人権情報センターと連携し、啓発のあり方について調査研究を行う。また県や専門機関とも連携し人権教育推進員の人材育成を図るとともに効果的な学習方法の研究に取り組む。	★★★
4-1-2-4		4	インターネット上の差別的な書き込みや誹謗中傷等について、インターネットモニタリングを実施し、削除要請を行うとともに、差別を助長する投稿や人権侵害となる情報が速やかに削除され、被害者の迅速な救済がなされるよう、実効性のある法制度の整備を国に働きかけます。 また、インターネットを利用するためのルールとマナーに対する正しい理解が広がるよう、県や関係機関と連携し、教育・啓発を推進します。	人権推進課	○ネットモニタリング ○人権尊重社会を実現する鳥取市民集会 ○世界人権宣言推進事業（人権フォーラム） ○人権とっとり講座 ○地区人権啓発推進員研修会 ○人権教育推進員設置事業	【7年度】 鳥取市人権情報センターに委託し、ネットモニタリングを行い、削除依頼を行った。また、実効性のある法制度の整備に関し、国県要望を行った。人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行った。 【8年度】 今後も、鳥取市人権情報センターと連携し、啓発のあり方について調査研究を行う。またや専門機関とも連携し人権教育推進員の人材育成を図るとともに効果的な学習方法の研究に取り組む。	★★★	【6年度】 鳥取市人権情報センターに委託し、ネットモニタリングを行い、削除依頼を行った。また、実効性のある法制度の整備に関し、国県要望を行った。人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。 ・職員対象研修会・団体責任者対象研修会 ※鳥取市と共催 10/3、4 346名参加者数 【7年度】 今後も、鳥取市人権情報センターと連携し、啓発のあり方について調査研究を行う。またや専門機関とも連携し人権教育推進員の人材育成を図るとともに効果的な学習方法の研究に取り組む。	★★★
4-1-2-5		5	差別を受けた被害者に寄り添った心理的ケアと自立支援を行うため、県や関係機関と連携・協働し、カウンセリングの実施や相談体制の充実を図るとともに、相談員の人材育成等に取り組めます。	中央人権福祉センター	○相談支援担当者会	【7年度】 ・相談支援担当者会（8回、延べ280人） 【8年度】 ・職員の相談支援に関するスキルの向上。	★★★	【6年度】 ・相談支援担当者会（10回、325人） 【7年度】 ・職員の相談支援に関するスキルの向上。	★★★
4-1-2-6		6	身元調査につながる戸籍等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とした「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」について、県や県内自治体とも連携を図り一層の周知を図ります。	市民課	○住民票の写し等の交付に係る本人通知制度	【7年度】 市報（11月号とR8.3月号）、ホームページ、窓口用封筒、ケーブルテレビ（びよんびよんネット文字画面）、SNS（LINE）により周知を図った。 通知件数：29件 登録者数：799件（内新規登録者：20件） 【8年度】 本人通知対象者の登録内容に変更（転出又は転居、戸籍の届出等）があった場合、変更届の提出が必要であるが、本人や法定代理人からの申し出が少なく、また、対象者自体が以前に申請したことを忘れていることも多いため、変更が必要な対象者の確認や登録内容変更手続きに時間を要しており対象者への周知の方法が課題である。	★★★	【6年度】 市報、ホームページ、窓口用封筒、ケーブルテレビ（びよんびよんネット文字画面）により周知を図った。 通知件数：37件 新規登録者：12件 【7年度】 本人通知対象者の登録内容に変更（転出又は転居、戸籍の届出等）があった場合、変更届の提出が必要であるが、本人や法定代理人からの申し出が少なく、また、対象者自体が以前に申請したことを忘れていることも多いため、変更が必要な対象者の確認や登録内容変更手続きに時間を要しており対象者への周知の方法が課題である。	★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系		基本方針内容		担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
2 男女共同参画に関する人権問題									
2 施策の推進方針									
4-2-2-1		1	男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動を推進するとともに、男女共同参画に関する地域活動や社会活動を行う団体を支援します。また、子どもの頃から各世代にわたり男女平等を推進する教育・学習を実施します。	男女共同参画課	○男女共同参画フェスティバルの開催 ○出前講座の実施 ○男女共同参画登録団体活動補助金 ○市民自主企画事業 ○支所エリアのブロック別地域イベント	【7年度】 ○男女共同参画登録団体や公募による一般市民により構成された実行委員会が啓発のためのイベントを企画・運営することにより男女共同参画に関する市民意識の醸成を図ることができた。 日時：令和7年9月28日（日）10：30～15：30 場所：男女共同参画センター他（丸由百貨店5階） 内容：トークセッション「鳥取を強みにする働き方について」、関係団体の展示・販売・ワークショップ、かがやき企業紹介等 参加：252名 ○鳥取市内の地区人権学習会や民間団体、企業が開催する研修会などに、男女共同参画の出前講座を周知し、要望に応じて人権教育推進員を派遣。 職場におけるハラスメント講座など 30件 ○男女共同参画を推進する団体を育成・支援し、各団体の自主的な活動が活性化され、市民への男女共同参画意識の普及と高揚を図っている。 8団体、12事業 ○テーマ：みんなで考えよう！ ～アンコンシャス・バイアスって何？～ 受託者：ばばのばプロジェクト 企画名：鳥大生が贈る ばばのば春祭り ～駄菓子が紡いだ縁～ 日時：令和8年3月21日（土）10：00～14：00 場所：風紋広場 内容：アンコンシャス・バイアスに関するクイズ、ステージイベント、ワークショップ他 来 場：1,500名 ○支所エリアのブロック別地域イベント 場所：東ブロック：国府、南ブロック：佐治、西ブロック：鹿野 内容：講演会等 【8年度】 男女共同参画に関する理解と共感を高めるため、ニーズに沿った講座の開催による啓発促進するとともに、登録団体等への支援を行う必要がある。	★★★	【6年度】 ○男女共同参画登録団体や公募による一般市民により構成された実行委員会がフェスタを企画・運営、また登録団体への活動助成を行うなど、男女共同参画を推進する団体の育成、男女共同参画に関する市民意識の醸成を図ることができた。 日付：R6.10.6 場所：県民ふれあい会館 内容：講演会、パネルディスカッション、展示等 ○鳥取市内の地区人権学習会や民間団体、企業が開催する研修会などに、男女共同参画の出前講座を周知し、要望に応じて人権教育推進員を派遣。（11件） ○男女共同参画を推進する団体を育成・支援し、各団体の自主的な活動が活性化され、市民への男女共同参画意識の普及と効用を図っている。（11団体、14事業） 【7年度】 男女共同参画への理解促進のため、市民ニーズを踏まえた内容を検討するとともに、登録団体の活動を広く市民に周知していく必要がある。	★★★
4-2-2-2		2	男女共同参画推進の拠点施設である鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」において、男女共同参画への理解促進に向けた啓発活動や情報発信を推進します。	男女共同参画課	○輝なんせ鳥取講座の実施 ○麒麟のまち連携講座の実施 ○機関紙「輝なんせ鳥取」による情報発信 ○啓発図書の貸し出し	【7年度】 ○市民向け講座として、第4次鳥取市男女共同参画かがやきプランの取組内容を中心に講座を実施 33講座、参加者811名 ○麒麟のまち連携講座の実施 ①のうち5講座、延べ6町、参加者26名 オンラインによる連携、CATV収録及び放映の実施 ○機関紙「輝なんせ鳥取」による情報発信（2回発行） ○啓発図書の貸し出し（延べ340名、661冊） 【8年度】 男女共同参画推進の拠点施設として、社会情勢や市民ニーズを把握しながら効果的な啓発に取り組む。国が策定した「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を踏まえ、センターの機能強化を図る必要がある。	★★★	【6年度】 ○第4次かがやきプランの取組内容を中心に啓発講座を実施。32講座、参加者680名 ○オンラインによる連携講座、CATV収録・放映の実施（3講座、延べ2町） ○機関紙「輝なんせ鳥取」2回発行 ○図書の貸し出しによる情報提供（延べ288名、516冊） 【7年度】 男女共同参画推進の拠点施設として、社会情勢や市民ニーズを把握しながらより効果的な啓発に取り組む必要がある。	★★★
4-2-2-3		3	誰もが一人ひとりの能力を最大限に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解と取組を推進するとともに、それぞれのライフステージに応じた育児・介護支援の充実に取り組めます。	男女共同参画課	○鳥取市男女共同参画かがやき企業の認定 ○市民自主企画事業 ○女性デジタル人材育成事業	【7年度】 ○働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認定し、市報やリーフレット等で広く周知するとともに市内企業への啓発を図った。 新規認定企業 9社 更新認定企業 13社（令和8年3月現在 72社） ○市民自主企画事業として民間団体に委託し実施 テーマ：みんなで考えよう！ ～アンコンシャス・バイアスって何？～ 受託者：ばばのばプロジェクト 企画名：鳥大生が贈る ばばのば春祭り ～駄菓子が紡いだ縁～ 日時：令和8年3月21日（土）10：00～14：00 場所：風紋広場 内容：アンコンシャス・バイアスに関するクイズ、ステージイベント、ワークショップ他 来 場：1,500名 ○就労を希望する女性を対象として、時間や場所を効果的に活用することのできる在宅ワークの始め方や、就労に必要なデジタルスキルを学ぶ機会を提供することにより、女性デジタル人材の育成や就労機会の創出を図った。 施行区分：公募型プロポーザルによる受託者選定 受託者：株式会社ママクリエイターラボ 事業内容：「鳥取市女性リモートクリエイター講座」の開催 定員15名（全23回、計57.5時間、オンライン受講） キャリアコンサルティング面談によるサポート 講座のアーカイブ配信、デジタル就労の実施等 【8年度】 働く場における女性の活躍推進のため、男性の家事・育児の参加促進、男女ともに仕事と家庭の両立を図れるよう企業への啓発に取り組む必要がある。	★★★	【6年度】 ○働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認定（令和6年12月末の認定企業66社）し、市報やリーフレット等で広く周知するとともに市内企業への啓発を図った。 ○市民自主企画事業として民間団体に委託し実施 日付：R6.12.14 場所：パレットとっとり市民交流ホール 内容：音楽会、ワークショップ等 ○デジタルスキルアップ講座を2コース設け、スキルにあわせて女性のデジタル人材育成を図った。 ・超初心者デジタル基礎編（2回）13名 ・webデザイン編（3回）14名 ○市内企業の経営者、人事・労務担当者等を対象に2024年度ワーク・ライフ・バランスセミナーを実施した。 日付：R6.10.10 場所：とりぎん文化会館 内容：社員を元気にする企業づくり ①激変する環境に適応し、時代の波を超えていくために 講師：太田 佳子さん （株式会社 山陰放送 特別顧問 コンプライアンス室長） ②なぜあの会社は、地方の小規模企業なのに人が集まり、辞めないのか 講師：新田 龍さん （働き方改革総合研究所 株式会社 代表取締役） 参加人数：57名（うちオンライン参加25名） 【7年度】 働く場における女性の活躍推進のため、男性の家事・育児の参加促進、男女とも仕事と家庭の両立を図れるよう企業への啓発に取り組む。 民間の知見を活用し、就労や起業を応援する取組やネットワークの構築を図りたい。デジタル就労のための実践力取得を目指した事業を実施する。	★★★
4-2-2-4		4	職場や地域・社会活動の場における女性の活躍を推進するため、それぞれの政策・方針決定過程へ女性が参画しやすい環境整備に取り組めます。	男女共同参画課	○女性人材バンク登録事業	【7年度】 ○女性人材バンク登録制度を広く周知及び募集し、女性人材の創出を図った。（令和7年3月末現在の登録者25名） 【8年度】 登録者の活用などにより、市の政策・方針決定過程への女性の参画機会の確保を図る必要がある。	★★★	【6年度】 ○女性人材バンク登録制度を広く周知及び募集し、女性人材の創出を図った。（令和7年3月末現在の登録者23名） 【7年度】 女性人材バンク登録者を増やし、女性人材の創出と、庁内の審議会や委員会の女性割合の増や、地域リーダー等様々な意思決定の場での女性活躍を図る。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容			担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
4-2-2-5		5	男女間における暴力の発生を防ぐ環境整備として、性犯罪・性暴力対策の取組に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携し取組を進めます。 また、被害者が安心して社会生活を営めるよう、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな自立までの支援を行います。	男女共同参画課 こども家庭センター	【男女共同参画課】 ○啓発週間にあわせて各種啓発展示の実施 ○啓発講座の実施 ○DV防止庁内連絡調整会議の開催 【こども家庭センター】 母子生活支援施設の運営及び広域入所措置	【男女共同参画課】 【7年度】 ○「若年層の性暴力被害予防月間」啓発（4月1日～30日） ・啓発パネルや図書等の展示 （市立図書館と男女共同参画センター） ※鳥取県性暴力被害者支援協議会、鳥取県女性相談課との共催 ○「女性に対する暴力をなくす運動期間」啓発（11月12日～25日） ・啓発パネルや図書、パープルツリー等の展示 （市立図書館と男女共同参画センター） ※鳥取県性暴力被害者支援協議会、鳥取県女性相談課との共催 ・パープルライトアップの実施 （風紋広場及びバード・ハット、各総合支所） ・鳥取県女性相談センター主催の東部圏域街頭キャンペーン啓発（11月8日、イオンモール鳥取北店） ○男女共同参画センターで啓発講座を実施した。 日 時：11月22日（土）10：00～11：30 テーマ：パートナーとのよりよい関係 ～DVの被害者にも加害者にならないために～ 講 師：佐藤 淳子さん（鳥取県DV予防啓発支援員） 参加者：16名 【8年度】 ○DV防止庁内連絡調整会を実施し、庁内連携を図った。 ジェンダーに基づくあらゆる暴力に関する正しい知識の普及と、その根絶に向けた啓発を引き続き行う。 【こども家庭センター】 【7年度】 DV相談件数 255件 【8年度】 DV被害者支援については、DV防止庁内連絡調整会議を構成する各部署及び、県女性相談支援センターや警察などの関係機関と連携し、相談者に寄り添った対応による必要な支援に努めていく。	★★★	【男女共同参画課】 【6年度】 ○県福祉相談センター、性暴力被害者支援センター等関係機関と連携し、啓発展示や啓発のためのパネル展示等を実施した。 ○男女共同参画センターで啓発講座を実施した。 日付：R6.11.16 場所：輝なんせ鳥取（丸由百貨店5階） 演題：パートナーとのよりよい関係 ～尊重し合う関係を築くために～ 講師：佐藤淳子さん（鳥取県DV予防啓発支援員） ○DVに関する基礎知識を習得し現状を知ること、DVについて理解を深め、DVの防止や窓口での早期発見、市職員としての市民サービスの向上につなげることを目的に、鳥取市職員研修を実施した。 日付：R6.12.11 場所：鳥取市役所本庁舎 演題：DVについて知ることから始めよう ～加害者・被害者・傍観者にならないために～ 講師：真山文子さん（鳥取県福祉相談センター 女性相談課 課長） ○DV防止庁内連絡調整会を実施し、庁内連携を図った。 【7年度】 男女間におけるあらゆる暴力に関する正しい知識の普及と、その根絶に向けた啓発を引き続き行う必要がある。 【こども家庭センター】 【6年度】 DV相談対応件数 223件 【7年度】 DV被害者支援については、DV防止庁内連絡調整会議を構成する各部署及び、県女性相談支援センターや警察などの関係機関と連携し、相談者に寄り添った対応による必要な支援に努めていく。	★★★
4-2-2-6		6	誰もが心身共に健康で自分らしく暮らすために必要な支援を行います。 また、性的マイノリティなど多様な性に関して正しい知識を持つ理解者を増やす取組を推進します。	男女共同参画課	○男女共同参画センター啓発講座	【7年度】 ○男女共同参画センター啓発講座でLGBT講座を実施。 テーマ：LGBTQ+とハラスメント 日 時：10月25日（土）10：00～11：30 参加者：12名 講 師：中江美紀さん （公益社団法人 鳥取県人権文化センター専任研究員） 【8年度】 誰もが暮らしやすい多様な幸せを実現する社会づくりをめざすため、正しい知識を持つ理解者を増やすための啓発に引き続き取り組む。	★★★	【6年度】 ○男女共同参画センター啓発講座でLGBT講座を実施した。 日付：R6.6.29 場所：輝なんせ鳥取（丸由百貨店5階） 演題：性の多様性と人権 講師：中江美紀さん （公益社団法人鳥取県人権文化センター専任研究員） 【7年度】 誰もが自分らしく暮らすため、市民や企業等への理解促進のための啓発に引き続き取り組む必要がある。	★★★
4-2-2-7		7	防災に関する政策などに女性の視点を取り入れるため、女性が参画しやすい仕組みづくりに取り組みます。	男女共同参画課 危機管理課	【男女共同参画課】 ○男女共同参画センター啓発講座 【危機管理課】 ○総合防災対策事業 ○自主防災会事業	【男女共同参画課】 【7年度】 男女共同参画センター「防災基礎講座」を実施し、防災コーディネーターによる研修を行うなど、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図った。 ・日 時：5月24日（土）10：00～11：30 テーマ：家庭のできる災害時の備え 講 師：杉山 一敏さん（鳥取市防災コーディネーター） 他 ・日 時：6月7日（土）10：00～11：30 テーマ：避難所運営ゲーム「HUG」を体験してみよう 講 師：漆原 和弘さん（鳥取県自主防災活動アドバイザー） 他 【8年度】 大規模な自然災害が頻発しているなか、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図るため、男女共同参画の視点を包摂した災害対応研修等を実施し、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図る必要がある。 【危機管理課】 【7年度】 多様な視点が反映されるよう本市の防災施策の重要事項を審議する鳥取市防災会議委員に女性委員を推薦いただくよう関係機関に依頼した。 また、性別にかかわらず、各地域にある自主防災会活動へ積極的に参加してもらえるよう、防災リーダーを対象とした研修のなかで女性を含めた多様な視点を防災活動で活かすための講習を盛り込むなど、女性が参画しやすい防災活動となるよう努めた。 【8年度】 より女性委員の割合が増えるよう委員の委嘱にあたっては、関係機関に可能な限り女性の推薦をお願いしていく。 防災講習や訓練等の機会を捉えて女性防災リーダー募集の広報を行い、継続して女性の参加を呼びかけるとともに、女性を含めた多様な視点を防災活動に活かせるよう研修等で啓発していく。	★★★	【男女共同参画課】 【6年度】 ○男女共同参画センター啓発講座において、男女共同参画の視点から見る防災セミナーを開催。 ・日付：R6.5.18 場所：輝なんせ鳥取（丸由百貨店5階） 演題：女性防災リーダーの視点から見た、防災テクニック 講師：安達典子さん（鳥取市防災リーダー） ・日付：R6.6.8 場所：輝なんせ鳥取（丸由百貨店5階） 演題：避難所運営ゲームHUGを体験し、災害時の迅速で的確な行動を学ぼう 講師：漆原和弘さん（鳥取県自主防災活動アドバイザー） ○第50回人権尊重社会を実現する鳥取市民集会の第2分科会 能登半島地震以降、避難所運営に女性の視点を生かす取組がより求められている。避難所運営ゲームを通じて、様々な視点で災害時の避難所運営について学んだ。 日付：R6.8.7 場所：とりぎん文化会館 演題：避難所運営ゲーム「HUG」を体験し、地域防災を考えよう 講師：漆原和弘さん（鳥取県自主防災活動アドバイザー） 【7年度】 水害や地震などが相次ぐなか、女性の視点を取り入れた災害対策が求められており、女性が参画しやすい仕組みづくりに取り組む必要がある。 【危機管理課】 【6年度】 多様な視点が反映されるよう本市の防災施策の重要事項を審議する鳥取市防災会議委員に女性委員を推薦いただくよう関係機関に依頼した。 また、性別にかかわらず、各地域にある自主防災会活動へ積極的に参加してもらえるよう、女性防災リーダーを対象とした研修を12月に開催するなど、女性の防災リーダーを育成した。 【7年度】 より女性委員の割合が増えるよう委員の委嘱にあたっては、関係機関に可能な限り女性の推薦をお願いしていく。 防災講習や訓練等の機会を捉えて女性防災リーダー募集の広報を行い、継続して女性の参加を呼びかける。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容			担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
3 障がいのある人の人権問題									
2 施策の推進方針									
4-3-2-1		1	理想とする暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。	障がい福祉課	○地域自立支援協議会設置事業	【7年度】 相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進するため、令和6年度に行った研修をさらに発展させ、事例を用いた研修を行った。 【8年度】 引き続き、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進する必要がある。	★★★	【6年度】 障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障がいのある人の意思決定支援に配慮するよう鳥取市地域自立支援協議会等で研修会を開催し、障がい福祉サービス事業所等の関係機関に周知を図った。 【7年度】 引き続き、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進する必要がある。	★★
4-3-2-2		2	障がいのある人がいつでも適切な支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所及び各関係機関から構成される鳥取市地域自立支援協議会における各分野の地域課題への検討を継続的に行い、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施することに努めます。	障がい福祉課	○地域自立支援協議会設置事業	【7年度】 鳥取市地域自立支援協議会を中心として、福祉、医療、教育等の各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行った。 【8年度】 引き続き、各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行っていく必要がある。	★★★	【6年度】 鳥取市地域自立支援協議会を中心として、福祉、医療、教育等の各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行った。 【7年度】 引き続き、各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行っていく必要がある。	★★★
4-3-2-3		3	障がいのある人への支援については、障がいのある人本人だけでなく、その家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者の支援も含めた重層的な支援体制の整備・充実に努めます。 障がいのある人の地域生活支援の充実に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。 能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保に努めるとともに、一般就労はもちろん、福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。	障がい福祉課	○相談支援事業 ○重層的支援体制整備事業 ○障がい者成年後見制度利用支援事業 ○地域自立支援協議会設置事業	【7年度】 ○基幹相談支援事業所1か所及び7か所の指定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がいのある方の生活支援や就労支援のための障害福祉サービス等に関する情報提供やアドバイスなどを実施した。 ○知的障がいや精神疾患等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な障がい有者に対し、本人の意思を尊重しながら成年後見制度の利用の促進を図った。 ○鳥取市地域自立支援協議会の各部会にて、相談・権利擁護・就労の各分野における地域課題の検討を行った。 【8年度】 相談支援事業におけるサービス等利用計画作成者数は、年々増加傾向にあり、それに伴い一般相談対応や困難ケース対応等が増えていくことが想定されるため、より専門性の高い主任相談支援専門員の育成が必要である。	★★★	【6年度】 ○基幹相談支援事業所1か所及び7か所の指定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がいのある方の生活支援や就労支援のための障害福祉サービス等に関する情報提供やアドバイスなどを実施した。 ○介護、障がい、育児、生活困窮などの分野について複合的な課題を有する事案については、重層的支援体制整備事業の対象として関係部署等による支援会議を実施し、支援の方向性の協議を行い、情報の共有を図った。 ○知的障がいや精神疾患等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な障がい有者に対し、本人の意思を尊重しながら成年後見制度の利用の促進を図った。 ○鳥取市地域自立支援協議会の各部会にて、相談・権利擁護・就労の各分野における地域課題の検討を行った。 【7年度】 相談支援事業におけるサービス等利用計画作成者数は、年々増加傾向にあり、それに伴い一般相談対応や困難ケース対応等が増えていくことが想定されるため、より専門性の高い主任相談支援専門員の確保が望まれる。	★★★
4-3-2-4		4	障がいのある人や家族、周りの人との交流・連携する機会を設けることにより、障がい者への理解と、市民への障害の社会モデル(P37参照)の考え方の普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。 障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求め、地域協議会設置や障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。	障がい福祉課	○啓発事業	【7年度】 「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「鳥取市障がい者福祉週間」（5月23日～5月29日）の期間などにおいて、障がい者団体やボランティア団体等との連携を図りながら、バリアフリー点検、ふれあい広場等の各種啓発・広報活動を行った。 また、改正障害者差別解消法の施行による民間事業者の障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化について、障害者手帳交付時のチラシ配布による周知を図った。 【8年度】 引き続き、障がい及び障がいのある人への理解促進を図るべく、啓発活動を行っていく必要がある。	★★★	【6年度】 「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「鳥取市障がい者福祉週間」（5月23日～5月29日）の期間中、障がい者団体やボランティア団体等との連携を図りながら、バリアフリー点検、ふれあい広場等の各種啓発・広報活動を行った。 また、改正障害者差別解消法の施行による民間事業者の障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化について、市報への掲載や障害者手帳交付時のチラシ配布による周知を図った。 【7年度】 引き続き、障がい及び障がいのある人への理解促進を図るべく、啓発活動を行っていく必要がある。	★★★
4-3-2-5		5	関係機関と連携し、障がいの早期療育体制の充実に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した切れ目のない教育支援体制の整備の充実に努めます。	障がい福祉課 こども発達支援センター 学校教育課	【障がい福祉課】 ○地域自立支援協議会設置事業 【こども発達支援センター】 ○発達に関する相談 ○保育支援事業 ○療育事業 ○就学相談・教育相談 ○就学移行支援 【学校教育課】 ○特別支援教育推進事業費	【障がい福祉課】 【7年度】 鳥取市地域自立支援協議会を中心として、福祉、医療、教育等の各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行った。 【8年度】 引き続き、各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行っていく必要がある。 【こども発達支援センター】 【7年度】 来所、電話等による相談を受け、保育園等の関係機関と連携し、対象児童の発達支援・保護者支援を行った。 【8年度】 今後も、関係機関との連携をより深め、家庭と福祉と教育の切れ目のない発達支援体制の整備の充実に努める。 【学校教育課】 【7年度】 特別支援教育支援員を配置することにより、障がいのある児童生徒の個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じた学習指導及び生活指導を担任を補助しながら実施し、該当児童生徒はもとより、学級全体の心理的安定、授業や学級経営の円滑な運営を図った。 【8年度】 引き続き、必要な支援員の配置に努めていく。	★★★	【障がい福祉課】 【6年度】 鳥取市地域自立支援協議会を中心として、福祉、医療、教育等の各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行った。 【7年度】 引き続き、各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行っていく必要がある。 【こども発達支援センター】 【6年度】 来所、電話等による相談を受け、保育園等の関係機関と連携し、対象児童の発達支援・保護者支援を行った。 【7年度】 今後も、関係機関との連携をより深め、家庭と福祉と教育の切れ目のない発達支援体制の整備の充実に努める。 【学校教育課】 【6年度】 特別支援教育支援員を配置することにより、障がいのある児童生徒の個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じた学習指導及び生活指導を担任を補助しながら実施し、該当児童生徒はもとより、学級全体の心理的安定、授業や学級経営の円滑な運営を図った。 【7年度】 引き続き、必要な支援員の配置に努めていく。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容			担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
4-3-2-6		6	令和5(2023)年3月策定の鳥取市バリアフリーマスタープランに基づき、障がいのある人や高齢者、乳幼児連れ等を含めたすべての人が安全・快適に移動・施設利用ができるように、施設の整備を推進します。 また、聴覚や言語機能、知的などの障がいにより、話し言葉によるコミュニケーションに困難のある者との意思疎通を助けるツールとして、公共施設へのコミュニケーション支援ボードの設置を推進します。	都市企画課 障がい福祉課	【都市企画課】 計画「鳥取市バリアフリーマスタープラン」・「鳥取市バリアフリー基本構想」 【障がい福祉課】 (※実施事業名は特にありません) 取組「公共施設へのコミュニケーション支援ボードの設置の推進」	【都市企画課】 【7年度】 令和6年度末に策定した「鳥取市バリアフリー基本構想」に定めた、特定事業について、各施設管理者が特定事業計画書の作成・提出を概ね1年以内に行う必要がある。令和7年度は特定事業計画書の提出の徹底と、それに伴う事業の進捗管理を図り、重点整備地区のバリアフリー化の推進を図っていく。令和8年2月には有識者、関係団体で組織する移動等円滑化協議会にて、特定事業の進捗状況を報告して、次年度以降のバリアフリーの推進に向けて検討していく。 【8年度】 提出された特定事業の進捗管理の継続と移動等円滑化協議会での報告を行う。 【障がい福祉課】 【7年度】 ○聴覚や言語機能などの障がいにより、話し言葉によるコミュニケーションに困難のある者との意思疎通を助けるツールとして、災害時の避難に活用できる公共施設へのコミュニケーション支援ボードの活用を推進した。 【8年度】 引き続き、コミュニケーション支援ボードの活用に限らず、窓口対応等での障がいのある方への意思疎通支援を図っていく。	★★	【都市企画課】 【6年度】 重点整備地区における公共交通機関、建築物等の具体的なバリアフリー化事業を位置付ける「鳥取市バリアフリー基本構想」を令和7年3月に策定した。 【7年度】 「鳥取市バリアフリー基本構想」に定めた特定事業について、各施設管理者が特定事業計画書の作成・提出を概ね1年以内に行う必要がある。そのため特定事業計画書の提出の徹底と、それに伴う事業の進捗管理を図り、重点整備地区のバリアフリー化の推進を図っていく。 【障がい福祉課】 【6年度】 ○聴覚や言語機能などの障がいにより、話し言葉によるコミュニケーションに困難のある者との意思疎通を助けるツールとして、公共施設へのコミュニケーション支援ボードの設置を推進し、設置対象箇所にすべて設置を行った。 【7年度】 コミュニケーション支援ボードの活用に限らず、窓口対応等での障がいのある方への意思疎通支援を図っていく。	★★
4-3-2-7		7	令和4(2022)年3月策定の鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(鳥取市読書バリアフリー計画)に基づき、障がい者を含むすべての人の読書活動を支援します。点字図書や拡大図書、LLブック、録音図書、デジター図書等の視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍(アクセシブルな書籍)の収集、身体的理由等により、図書館への来館が困難な方にも、読書が可能となる電子図書館サービスを提供するなど、視覚障がい者等の読書環境の整備の充実に努めます。	市立図書館	○図書購入事業	【7年度】 令和7年度末の蔵書冊数 ○点字図書 3 2 7冊 ○拡大図書 4, 9 9 2冊 ○LLブック 3 4冊 ○録音図書(CD) 5, 6 1 1冊 ○デジター図書 1 3点 ○電子図書 1 0, 2 3 7冊 【8年度】 令和8年度も引き続き図書の充実に取り組みます。	★★★	【6年度】 令和6年12月末の蔵書冊数 ○点字図書 2 7 9冊 ○拡大図書 4, 7 7 6冊 ○LLブック 3 2冊 ○録音図書(CD) 5, 4 0 1冊 ○デジター図書 ー ○電子図書 9, 8 3 1冊 【7年度】 令和7年度も引き続き図書の充実に取り組みます。	★★★
4 子どもの人権問題									
2 施策の推進方針									
4-4-2-1		1	本市の子育て支援事業や母子保健事業を進めるなかで、保護者の育児不安の解消や育児支援など、子どもが周囲から愛されて健やかに育つよう環境の整備を推進します。	こども家庭センター	○子育て世代包括支援センター運営	【7年度】 こそだてらす 来所相談件数 2,661件 【8年度】こども家庭センターこそだてらすにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたり、妊産婦及び子どもとその家庭に対する継続した相談・支援に努めていく。	★★★	【6年度】 こそだてらす 来所相談件数 2,635件 【7年度】 こども家庭センターこそだてらすにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたり、子どもとその家庭に対する継続した相談・支援に努めていく。	★★★
4-4-2-2		2	子どもが家庭や保育所・幼稚園等・学校、地域の中で人格や個性が尊重され健やかに育つよう、地域や関係機関との連携を図るとともに、子どもの人権について「児童福祉週間(5月5日～11日)」や「児童虐待防止推進月間(11月)」などをとおして啓発活動を行います。	幼児保育課 こども家庭センター 総合教育センター	【幼児保育課】 ○「こどもの日の集い」等の取組を実施。 ○人権擁護のためのセルフチェックリストを活用。 ○5月に「こどもまんなか児童福祉週間」の啓発。 【こども家庭センター】 ○「児童虐待防止月間(11月)」における啓発活動 【総合教育センター】 ○教職員研修会(人権教育主任研修、2年目研修) ○鳥取市Smileプロジェクト(鳥取市Smile月間～いじめ防止等強調週間の実施～)	【幼児保育課】 【7年度】 5月に「こどもの日の集い」等の取組を実施し、園だよりでは保護者へ「こどもまんなか児童福祉週間」の啓発を行った。また、全職員には人権擁護のためのセルフチェックリストを活用した研修を行い、年間を通じては子どもの人権に係わる研修を保護者対象に行った。 また、こども家庭庁の「保育所や幼稚園等における虐待防止及び発生」の対応等に関するガイドライン」の改定を受け、園長会で研修会を実施した。 【8年度】 今後も引き続き職員の質の向上のための研修の充実と、保護者、地域との連携に努めていく。 【こども家庭センター】 【7年度】 11月の児童虐待防止月間において、懸垂幕の掲揚。小中学校への児童虐待防止のチラシの配布を行い啓発活動を実施した。 【8年度】 引き続き、「児童虐待防止月間(11月)」に、虐待防止の啓発活動を行う。 【総合教育センター】 【7年度】 【7年度】 「鳥取市Smile月間」に合わせ、多くの学校では児童の権利を含めた人権教育に関する内容を学級活動や道徳等で公開し、保護者や地域への啓発に取り組んだ。また、教職員研修では、様々な人権課題やいじめ防止に向けた取組を取り上げ、教職員の理解促進に努めた。 【8年度】 今後も、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に関する取組を継続しながら、鳥取市の学校人権教育を一層推進していく必要がある。	★★★	【幼児保育課】 【6年度】 「こどもの日の集い」等の取組を実施するとともに人権擁護のためのセルフチェックリストを活用した活動も全職員に実施した。また、5月の園だよりで保護者へ「こどもまんなか児童福祉週間」の啓発を実施した。 【7年度】 今後も引き続き、職員の質の向上のための研修の充実と、保護者、地域との連携に努める必要がある。 【こども家庭センター】 【6年度】 児童虐待防止月間において、懸垂幕の掲揚。小中学校への児童虐待防止のチラシの配布を行い啓発活動を実施した。 【7年度】 引き続き、「児童虐待防止月間(11月)」に、虐待防止の啓発活動を行っている。 【総合教育センター】 【6年度】 「鳥取市Smile月間」に合わせ、多くの学校では児童の権利を含めた人権教育に関する内容を学級活動や道徳等で公開し、保護者や地域に啓発をしている。また、教職員研修にて、様々な人権課題やいじめ防止に向けた取組を取り上げながら、教職員への理解が図られるように努めた。 【7年度】 今後も引き続きいじめの未然防止と早期発見・早期対応のため事業を展開していく必要がある。	★★★
4-4-2-3		3	児童虐待の未然防止や早期発見、ヤングケアラーの発見、把握の取組を積極的に進めるため、相談窓口の充実と情報提供を図るとともに、「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を活用した、学校や関係機関との連携による必要な支援活動を行います。	こども家庭センター	○子ども家庭支援事業 ○支援対象児童等見守り強化事業 ○子育て短期支援事業 ○子育て世帯訪問支援事業 ○ヤングケアラー支援事業	【7年度】 年度当初に、全小中学校を訪問し、虐待通告、相談の流れ、要保護児童対策地域協議会について説明を行い、通告漏れや連携支援の協力要請を行った。 ヤングケアラーコーディネーターを2名体制を継続し、生徒に対しヤングケアラーについてアンケート調査を実施。 OR7 要対協個別支援会議実施 137回 【8年度】 要保護児童対策地域協議会による個別支援会議を開催し、関係機関との連携した情報共有、見守り、個別訪問、支援事業へのつなぎなど、継続した支援に努めていく。 小・中学校等にヤングケアラーに関するアンケート調査を実施。	★★★	【6年度】 保育園、幼稚園、学校に対して、虐待通告、相談の流れについて説明を行い、通告漏れのないよう協力要請を行った。 ヤングケアラーコーディネーターを2名体制、訪問介護事業者等に対してヤングケアラーに関するアンケート調査を実施した。 OR6 要対協個別支援会議実施回数 188回 【7年度】 要保護児童対策地域協議会による個別支援会議を開催し、関係機関との連携した情報共有、見守り、個別訪問、支援事業へのつなぎなど、継続した支援に努めていく。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容		担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 （7年度状況）	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 （6年度状況）
4-4-2-4		4	家庭や地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てるとともに、子どもの人権を守る社会全体の風土を醸成していきます。	こども未来課	○子どもの貧困対策推進事業 【7年度】 子どもの貧困対策をはじめとした様々な施策について、関係機関・団体と一体的な連携のもと推進していけるよう「鳥取市子ども未来応援地域協議会」を開催し連携強化を図った。また、子どもの貧困対策について考える研修会を実施することで、子どもの貧困の現状と課題に対する理解を深めた。 【8年度】 今後も、各関係機関との連携強化を図るとともに、子どもの貧困や権利に対する理解を深めることで、支援を必要とする子どもの早期発見や適切な支援に繋げ、誰一人取り残されない社会の実現に向けた取組を推進していく必要がある。	★★★	【6年度】 子どもの貧困対策をはじめとした様々な施策について、関係機関・団体と一体的な連携のもと推進していけるよう「鳥取市子ども未来応援地域協議会」を開催し連携強化を図った。また、子どもの貧困対策について考える研修会を実施することで、子どもの貧困の現状と課題に対する理解を深めた。 【7年度】 今後も、各関係機関との連携強化を図るとともに、子どもの貧困や権利に対する理解を深めることで、支援を必要とする子どもの早期発見や適切な支援に繋げ、誰一人取り残されない社会の実現に向けた取組を推進していく必要がある。	★★★
4-4-2-5		5	保育所・幼稚園等・学校において、児童の権利に関する条約を踏まえた、保育・教育内容の充実、保護者への啓発、職員研修などの施策を推進します。	幼児保育課 総合教育センター	【幼児保育課】 ○計画訪問等で県幼児教育センターと連携し、公開保育を利用し保育・教育内容の確認、助言を行う。 ○職員を対象とした「かがやき研修」を実施。 【総合教育センター】 ○教職員研修会（人権教育主任研修、2年目研修） ○鳥取市Smileプロジェクト（鳥取市Smile月間～いじめ防止等強調週間の実施～） 【幼児保育課】 【7年度】 計画訪問等を実施し、県幼児教育センターと連携しながら訪問調査票を基に聞き取りを行い、公開保育を利用し、保育・教育内容の確認、助言を行った。また、職員を対象とした「かがやき研修」を実施し、子ども一人一人の人権を大切にする保育などを学び、日々の保育に活かした。また、新たなサイクルの一年目となるステージ別（管理職、正規職員、会に、専門職員）に合わせた内容で計画し、実施した。 【8年度】 今後も引き続き「子どもの権利条約」を踏まえた保育・教育内容の実践と職員研修を通して職員の質の向上に努めていく。 【総合教育センター】 【7年度】 「鳥取市Smile月間」に合わせ、多くの学校では児童の権利を含めた人権教育に関する内容を学級活動や道徳等で公開し、保護者や地域への啓発に取り組んだ。また、教職員研修では、様々な人権課題やいじめ防止に向けた取組を取り上げ、教職員の理解促進に努めた。 【8年度】 今後も、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に関する取組を継続しながら、鳥取市の学校人権教育を一層推進していく必要がある。	★★★	【幼児保育課】 【6年度】 計画訪問等を実施し、県幼児教育センターと連携しながら公開保育を利用し、保育・教育内容の確認、助言を行った。また、職員を対象とした「かがやき研修」を実施。現研修内容等は本年度で終了するため、7年度以降に向けた新たな研修体制及び内容の見直しを行った。 【7年度】 今後も「子どもの権利条約」を踏まえた保育・教育内容の実践と職員研修の充実に努めていく。 【総合教育センター】 【6年度】 「鳥取市Smile月間」に合わせ、多くの学校では児童の権利を含めた人権教育に関する内容を学級活動や道徳等で公開し、保護者や地域に啓発をしている。また、教職員研修にて、様々な人権課題やいじめ防止に向けた取組を取り上げながら、教職員への理解が図られるように努めた。 【7年度】今後も引き続きいじめの未然防止と早期発見・早期対応のため事業を展開していく必要がある。	★★★
4-4-2-6		6	いじめ防止対策推進法にのっとり、いじめの未然防止、早期発見、早期の適切な対応を図るため、いじめ防止教育の推進と支援体制を整備します。 また、いじめの重大事態が疑われる場合には、速やかに学校の設置者又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。 さらに、必要に応じて鳥取市いじめ防止対策推進委員会による調査や第三者委員会を設置して再調査を行い、解決に向けた対策を速やかに行います。	総合教育センター	○鳥取市Smileプロジェクト（鳥取市Smile月間～いじめ防止等強調週間の実施～） ○教職員研修会（人権教育主任研修、2年目研修） ○鳥取市いじめ防止対策推進委員会の開催（年2回） 【7年度】 「鳥取市いじめ防止対策ハンドブック」をもとにした、いじめ防止に係る教職員研修や鳥取市Smileプロジェクトとして、「鳥取市Smile月間」を実施し、各学校や中学校区で「いじめのない笑顔あふれる学校づくり」に向けて児童生徒の自発的・自治的な取組を行っている。 また、教育、法律、医療、心理、福祉等の有識者を委員に加えた「鳥取市いじめ防止対策推進委員会」を開催し、鳥取市の取組について助言をもらいながら、より適切ないじめ防止対策が推進されるように努めている。そして、鳥取県いじめ対応マニュアルの改訂に伴い、「鳥取市いじめ防止対策ハンドブック」を改訂中である。 【8年度】 今後もいじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、学校が保護者や地域と連携したり、状況によっては、専門機関と連携し、当該児童生徒や保護者の支援や指導の充実を図る必要がある。	★★★	【6年度】 「鳥取市いじめ防止対策ハンドブック」をもとにした、いじめ防止に係る教職員研修や鳥取市Smileプロジェクトとして「鳥取市Smile月間」を実施し、各学校や中学校区で「いじめのない笑顔あふれる学校づくり」に向けて取り組んでいる。また、専門家等を委員に加えた「鳥取市いじめ防止対策推進委員会」を開催し、鳥取市の取組について助言をもらいながら、より適切ないじめ防止対策が推進されるように努めている。 【7年度】 今後もいじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、学校が保護者や地域と連携を図る必要がある。また、いじめの状況によっては、専門機関等と連携し、当該児童生徒や保護者の支援や解決に向けての指導の充実を図る必要がある。令和6年度に文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「鳥取県いじめ対応マニュアル」が改訂されたことに伴い、「鳥取市いじめ防止対策ハンドブック」を改訂し、鳥取市のいじめ防止の取組を推進していきたいと考えている。	★★★
4-4-2-7		7	子どもの人権感覚を養い、相手も自分も大切にし、「いじめを生み出さない、いじめを許さない」意識や態度を育成するとともに、いじめ問題など身近な問題に向き合い解決していくための自治力や自己肯定感を育む人権教育を推進します。	総合教育センター	○鳥取市Smileプロジェクト（鳥取市Smile月間～いじめ防止等強調週間の実施～） ○いじめ防止リーフレット作成と配布（学校・家庭） 【7年度】 鳥取市Smileプロジェクトとして「鳥取市Smile月間」を実施する中で、児童生徒の自発的・自治的な活動を展開し実践力を育んだり、保護者や地域に学校の取組を発信したりしながら、いじめのない笑顔あふれる学校づくりに向けての意識の高揚を図っている。 【8年度】 いじめの未然防止と早期発見、早期解決のため、継続的な事業の展開が必要であり、保護者や地域への啓発の充実を図りたい。	★★★	【6年度】 鳥取市Smileプロジェクトとして「鳥取市Smile月間」を実施する中で、児童生徒の自発的・自治的な活動を展開し、保護者や地域に学校の取組を発信しながら、いじめのない笑顔あふれる学校に向けての意識の高揚を図り、実践力を育んでいる。 【7年度】 いじめの未然防止と早期発見、早期解決のため、継続的な事業の展開が必要であり、保護者や地域への啓発の充実を図りたい。	★★★
4-4-2-8		8	不登校やひきこもりの子どもが、将来に希望をもち、生きがいを見い出せるよう、関係機関等や民間団体と協働しながら、さまざまな学びの場を工夫し、相談・支援体制の充実を図ります。	総合教育センター	○鳥取市児童生徒の安心できる居場所づくり専門委員会 ○サポートルーム事業（児童生徒支援事業） ○オンラインサポートルーム事業（児童生徒支援事業） ○スクールソーシャルワーカー活用事業（児童生徒支援事業） ○児童生徒相談員事業（児童生徒支援事業） 【7年度】 サポートルーム「すなはま」「レインボー」「かわはら」「懐」やICTを活用したオンラインサポートルームを設置し、児童生徒の実態に応じながら学校復帰や社会的自立に向けた生活・学習支援を行っている。学校においては教育相談コーディネーターが教育相談体制の核となり、児童生徒及び学校全体の支援状況を一元的に把握し、校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等、児童生徒の抱える課題解決に向けて調整している。また、スクールソーシャルワーカーが各学校に巡回訪問を行う中で児童生徒の支援状況に応じて、関係機関との連絡調整を行い、支援の充実が図れるように努めている。 【8年度】 本市における不登校児童生徒の出現率は年々増加しており、その背景や児童生徒の支援ニーズも多岐にわたる。今後も、鳥取市児童生徒の安心できる居場所づくり専門委員会が協議した方針をもとに、関係機関等との連携を強化し、学習機会を確保したり、児童生徒の自己有用感を高め、社会的自立を促したりしながら、自らの進路を切り拓いていける資質・能力を育む取組を推進していく必要がある。	★★★	【6年度】 サポートルーム「すなはま」「レインボー」「かわはら」「懐」やICTを活用したオンラインサポートルームを設置し、児童生徒の実態に応じながら学校復帰や社会的自立に向けた生活・学習支援を行っている。学校においては教育相談コーディネーターが教育相談体制の核となり、児童生徒及び学校全体の支援状況を一元的に把握し、校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等、児童生徒の抱える課題解決に向けて調整している。また、スクールソーシャルワーカーが各学校に巡回訪問を行う中で児童生徒の支援状況に応じて、関係機関との連携の調整を行い、支援の充実が図れるように努めている。 【7年度】 本市における不登校児童生徒の出現率は増加しており、その背景や児童生徒の支援ニーズも多岐にわたる。今後も、鳥取市不登校対策専門委員会で決定した方針をもとに、関係機関等との連携を強化し、学習機会を確保したり、児童生徒の自己有用感を高め、社会的自立を促したりしながら、自らの進路を切り開いていける資質・能力を育む取組を推進していく必要がある。	★★★
4-4-2-9		9	「こども食堂（P37参照）」の取組については、全小学校区での展開を視野に、困難を抱える家庭の発見、支援を進めます。	中央人権福祉センター	○地域食堂設置事業 ○地域食堂拠点・困りごと解決支援事業 【7年度】 ・地域食堂（47箇所） ・地域食堂拠点・困りごと解決支援（3箇所） 【8年度】 ・地域食堂の全小学校区への設置。 ※充足率（7年度末時点）：33校区/43校区≒76% ・地域食堂を拠点とした困りごとの解決支援の拡大。	★★★	【6年度】 ・地域食堂（43箇所） ※中学校区は、全校区（17校区）の設置を達成。 ・地域食堂拠点・困りごと解決支援（4箇所） 【7年度】 ・地域食堂の全小学校区への拡大。 ※充足率（6年度末時点）：32/43校区≒74% ・地域食堂を拠点とした困りごとの解決支援の拡大。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容			担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
4-4-2-10		10	ひとり親家庭への支援として、児童扶養手当、自立支援給付金、小中学校入学支度金の支給及び母子父子寡婦福祉資金貸付に加え、学習支援事業の実施による養育・教育等の支援、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施による就労支援、養育費確保のための公正証書作成や家庭裁判所の調停等に必要となる経費支援等、生活の自立と安定に向けた取組を推進します。 また、相談者へ必要な情報が届く制度周知や関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。	こども家庭センター	○女性相談窓口の設置	【7年度】 女性相談対応件数 1,194件 【8年度】 家庭・女性相談員を3名設置し、ひとり親家庭をはじめ、困難な問題を抱える女性に対する相談支援に努めていく。	★★★	【6年度】 女性相談対応件数 1,346件 【7年度】 家庭・女性相談員を3名設置し、ひとり親家庭をはじめ、困難な問題を抱える女性に対する相談支援に努めていく。	★★★
4-4-2-11		11	「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦・子育て世帯を対象に、子どもの包括的な相談支援を行います。	こども家庭センター	○母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業	【7年度】 こども家庭センターに専任の統括支援員を配置し、母子保健・児童福祉の一体的に連携した組織・運営体制の整備に努めた。 【8年度】 こどもとその家庭に対する支援の充実を図るため、母子保健・児童福祉の一体的に連携した組織・運営体制の充実を図る。	★★★	【6年度】 「こども家庭センター」を設置し、統括支援員を配置。母子保健・児童福祉の一体的に連携した組織・運営体制の整備に努めた。 ○統括支援員の配置 1名 【7年度】 こどもとその家庭に対する支援の充実を図っていく。	★★★
4-4-2-12		12	子ども施策の対象となる子どもとその保護者等に寄り添い、声を聴くことで、子ども等が抱える課題や思いをしっかりと受け止め意見を反映した施策の策定と実施をめざします。	こども未来課	○鳥取市こども会議	【7年度】 南部ブロックの小学4～6年生を対象とした「鳥取市こども未来会議」を市議会議場で開催した。 【8年度】 今後も引き続き、子どもの意見を聴く取組を実施し、施策への反映を検討していく。	★★★	【6年度】 東部ブロックの小学4～6年生を対象とした「鳥取市こども未来会議」を市議会議場で開催。また、高草中学校、気高中学校、青翔開智中学校に市職員が出向き、子どもの意見を聴く取組を実施した。 令和7年3月にはこどもの意見を反映した「鳥取市こども計画」を策定した。 【7年度】 今後も引き続き、小・中学生に意見を聴く取組を実施していくとともに、新たに子どもの保護者や、高校生の声等、幅広く「こども等の意見」を聴き、施策への反映を検討していく。	★★★
5 高齢者の人権問題									
2 施策の推進方針									
4-5-2-1		1	高齢者の価値観や自主性を尊重しながら、社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の自己実現を支援していきます。また、必要な人が必要とする専門的サービスを適切に利用できるように、情報提供に努めます。	長寿社会課	○老人の明るいまち推進事業 ○高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業 ※R8年度事業見直し 見直し後事業名：高齢者介護予防・地域活動等支援バス利用助成事業 ○地域包括支援センター等における総合相談支援	○老人の明るいまち推進事業 【7年度】 高齢者の多様な趣味活動の場に対し補助を行い、高齢者相互の交流を通した仲間づくり、健康づくり、生きがいつくり等を推進した。 【8年度】 施設等の老朽化に伴う修繕や更新 ○高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業 ※R8年度事業見直し 見直し後事業名：高齢者介護予防・地域活動等支援バス利用助成事業 【7年度】 高齢者の団体に対してバスの運行または助成を行うことで、高齢者の社会参加、生きがいつくりの推進を図った。 【8年度】 利用者・委託業者双方の事務負担軽減 ○地域包括支援センター等における総合相談支援 【7年度】 高齢者等の複雑・多岐にわたる相談に対し、必要に応じて多機関で連携して解決に向かうよう努めた。 【8年度】 高齢者等を取り巻く生活課題や環境が複雑化・多様化する中で、高齢者等の相談対応について、住み慣れた地域住民やインフォーマルな支援等も組み合わせて、多機関連携で対応できる仕組みづくりをさらに深めていく。	★★★	【6年度】 ○老人の明るいまち推進事業 高齢者の多様な趣味活動の場への補助を行い、高齢者の仲間づくり、健康づくり、生きがいつくり等を推進した。 ○高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業 高齢者の団体に対してバスの運行または助成を行うことで、高齢者の社会参加、生きがいつくりの推進を図った。 ○地域包括支援センター等における総合相談支援 高齢者等の複雑・多岐にわたる相談に対して、多機関協働で解決に向かうよう努めた。 【7年度】 施設等の老朽化に伴う修繕や更新 高齢者の相談対応について、多機関だけでなく、住み慣れた地域住民やインフォーマルな支援等も組み合わせて対応できる仕組みづくりが必要	★★★
4-5-2-2		2	高齢者がその知識や経験を活かして、実社会の担い手として活躍することができるように、就労環境の整備や地域貢献活動の推進を図ります。	経済・雇用戦略課	○シルバー人材センター運営補助金	【7年度、8年度】 高齢者の臨時的・短期的な就業機会の提供を行う鳥取市シルバー人材センターによる高齢者の社会参加、また、高齢者派遣事業等による就労機会の創出等を支援している。	★★★	【6年度、7年度】 高齢者の臨時的・短期的な就業機会の提供を行う鳥取市シルバー人材センターによる高齢者の社会参加、また、高齢者派遣事業等による就労機会の創出等を支援している。	★★★
4-5-2-3		3	健康づくりや介護予防を重視した取組を行うとともに、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用しながら住み慣れた家庭や地域でできる限り生活し続けられるよう、サービス提供体制の強化に努めます。 また、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、医療・介護の専門職による支援活動の充実を図ります。	長寿社会課	○訪問型・通所型サービス事業（短期集中予防サービス） ○認知症初期集中支援推進事業	○訪問型・通所型サービス事業（短期集中予防サービス） 【7年度】 利用者：39人（うち、8人はR6年度から継続） 【8年度】 利用人数の増加に向けた制度周知、サービス利用後の社会参加、包括職員の負担感軽減 ○認知症初期集中支援推進事業 【7年度】 事業の広報・普及啓発及び初期集中支援を行うことによって認知症の早期診断・早期対応を実施するとともに、各日常生活圏域において認知症の人の暮らしを支えるネットワークの構築に寄与した。 【8年度】 引き続き認知症になってからも安心して住み慣れた地域で生活することができるよう早期発見・早期対応につなげるため、医療・介護の専門職による支援活動の充実を図る。	★★★	○訪問型・通所型サービス事業（短期集中予防サービス） 【6年度】 利用者：38人（うち、5人はR5年度から継続） 【7年度】 利用人数の増加に向けた制度周知、サービス利用後の社会参加、包括職員の負担感軽減 ○認知症初期集中支援推進事業 【6年度】 事業利用者の増加・活動の推進を図るため、東部医師会研修会、ケアマネ研修会での事業の周知を行った。また、認知症地域支援推進員への研修を行った。 【7年度】 事業の広報・普及啓発及び初期集中支援を行うことによって認知症の早期診断・早期対応を実施するとともに、各日常生活圏域において認知症の人の暮らしを支えるネットワークの構築が必要。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容			担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
4-5-2-4		4	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう「地域包括支援センター」「認知症地域支援推進員」さらには、「生活支援コーディネーター」などの福祉の関係者が連携し、地域の関係者との信頼や協力関係を築きながら、地域で高齢者を支えるネットワークづくりに取り組みます。	長寿社会課	○包括支援センター運営事業 ○地域ケア会議推進事業	○包括支援センター運営事業 【7年度】 全包括に認知症地域支援推進員を配置し、生活支援コーディネーターや地域の関係機関・団体等との連携を図りながら、地域ネットワークづくりに取り組んだ。 【8年度】 地域包括支援センターの機能強化と負担軽減を行い、引き続き地域包括ケアの推進・深化を図る。 ○地域ケア会議推進事業 【7年度】 地域包括支援センターごとに定期的に自立支援型地域ケア会議を開催し、関係機関等とともに高齢者の自立支援に向けた協議を開催できた。 【8年度】 各地域包括支援センターの地域ケア会議開催に係る業務の効率化と地域課題集約を目的に自立支援型の地域ケア会議を中央での一括開催を試験的に実施予定。	★★★	○包括支援センター運営事業 【6年度】 委託の地域密着型包括支援センターでは、個別支援をはじめ地域課題をもとに関係団体等との連携を図りながら地域に根差した包括業務を実施した。 【7年度】 地域包括支援センターの機能強化と負担軽減を行い、更なる地域包括ケア推進・深化を図る。 ○地域ケア会議推進事業 【6年度】 地域ケア会議の目的の理解と協力を得て、充実を図るために圏域内の介護保険事業者等を対象とする説明会を実施した。 【7年度】 地域ケア会議がより活発になるように、運営やコーディネートのスキルの向上を図るとともに、地域包括支援センターの業務の効率化や合理化を推進していく。	★★★
4-5-2-5		5	認知症などで判断能力が不十分な高齢者の財産や生活を守るため、「成年後見制度(P38参照)」の普及に努めます。	長寿社会課	○とっとり東部権利擁護支援センター運営事業 ○市民後見人養成事業	○とっとり東部権利擁護支援センター運営事業 【7年度】 法人後見受任、相談受付、後見人等支援、ネットワーク構築に取り組んだ。 ○市民後見人養成事業 【7年度】 中核機関等関連機関と協議をしながら市民後見人養成講座を実施した。 【8年度】 困難事業や成年後見人等が必要な人が増加傾向にあり、受任できる法人や市民後見人のフォロー体制整備が必要。	★★★	○とっとり東部権利擁護支援センター運営事業 【6年度】 法人後見受任、相談受付、後見人等支援、ネットワーク構築に取り組んだ。 ○市民後見人養成事業 【6年度】 中核機関等関連機関と協議をしながら市民後見人養成講座を実施した。 【7年度】 困難事業や成年後見人等が必要な人が増加傾向にあり、受任できる法人や市民後見人のフォロー体制整備が必要。	★★★
4-5-2-6		6	認知症に関する正しい理解や認識を深めるため、出前講座や認知症サポーターの養成等を通じて、啓発活動を推進し、認知症の人もそうでない人も暮らしやすい地域共生社会の実現に取り組みます。	長寿社会課	○認知症サポーター等養成事業	【7年度】 認知症キャラバンメイトと認知症カフェの合同研修会にてコミュニティコーピングの研修を行い、地域の中でのつながりを活かした活動の推進を行った。また、初回の認知症ステップアップ講座を開催しチームオレンジの活動を行うことができる状態とした。 講座実施回数 33回 (受講対象者内訳：住民4回、企業・団体8回、学校20回、行政1回) 受講者数：889名 (受講対象者内訳：住民80名、企業・団体146名、学校643名、その他20名) 【8年度】 鳥取市において本人とともに活動するチームオレンジが立ち上がるよう支援を行う。	★★★	【6年度】 地域や職場、学校等に出向いて行う「出前型養成講座」と、広く市民を対象とした「公開型養成講座」において、認知症について自分のこととして理解を深め、認知症の人への接し方等を学ぶことが出来る講座を開催した。 講座実施回数：20回（受講対象者内訳：住民2回、企業・住民団体9回、学校8回、その他1回） 受講者：470名（受講対象者内訳：住民38名、企業・住民87名、学校330名、その他15名） 【7年度】 認知症サポーター養成講座から、認知症ステップアップ講座の受講を案内し、チームオレンジの活動の周知を行う。 また、認知症キャラバン・メイト連絡会を開催し、認知症キャラバン・メイトの活動の支援を行う。	★★★
4-5-2-7		7	高齢者虐待に対して、関係機関と連携して必要な措置を講じます。また、認知症や虐待への知識を深めるように、介護事業者の資質の向上への取組を働きかけます。	長寿社会課	○高齢者虐待保護事業	【7年度】 高齢者虐待があった場合は、迅速に関係機関と連携して、調査、その他必要な措置を講じた。 また、必要に応じて関係者会議を行い情報共有や連絡体制の構築に努め、養護者に対して必要な措置を講じた。 権利擁護に関する研修会を開催し、介護事業者等の資質向上に努めた。 【8年度】 高齢者虐待対応において、関係機関と連携し迅速な対応におこなう。また、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向け、養護者支援を適切に行う。	★★★	【6年度】 高齢者虐待があった場合は、迅速に関係機関と連携して、調査、その他必要な措置を講じた。 権利擁護に関する研修会を開催し、介護事業者等の資質向上に努めた。 養護者支援において、必要に応じて関係者会議などを行い情報共有や連携体制の構築に努めた。 【7年度】 高齢者虐待があった場合には、迅速に関係機関と連携し、養護者支援を含め必要な措置をおこなっていく。地域住民や介護事業者等への啓発活動により、高齢者虐待の早期発見や予防など、積極的に虐待防止に取り組んでいく必要がある。	★★★
4-5-2-8		8	老人クラブなど的高齢者団体の活動を支援し、高齢者の生きがいつくりや健康づくり、地域貢献活動などを促進します。	長寿社会課	○単位老人クラブ活動補助金	【7年度】 自主的な組織である老人クラブの活動を支援し、高齢者の地域貢献活動、生きがい、健康づくり等を推進した。 【実績】クラブ数 R6：208 R7：199 【8年度】 就労年齢の引き上げによる若手会員の不足、後継者不足、地域力の低下傾向があり、クラブ数、会員数とも減少傾向であるため、新規加入の取組のほか地域づくりの取組が必要である。	★★★	【6年度】 自主的な組織である老人クラブの活動を支援し、高齢者のつながりや生きがいを高めるとともに、健康づくりを推進した。 【実績】クラブ数 R5：211 R6：209 【7年度】 高齢者数が増加する中、就労年齢の引き上げによる若手会員の不足、後継者不足、地域力の低下傾向があり、クラブ数、会員数とも減少傾向であるため、新規加入の取組のほか地域づくりの取組が必要である。	★★★
6 外国人の人権問題									
2 施策の推進方針									
4-6-2-1		1	国籍や民族、文化が異なる人々と交流・連携する機会を設けることにより、国際理解をめざします。また、お互いが理解・尊重しあって共に生きる多文化共生のための教育・啓発を推進します。	文化交流課	○国際交流員配置事業 (ドイツ、中国、韓国) ○市民国際理解推進事業費	【7年度】 ・国際理解講座(国際クッキング教室、体験教室など)の開催 5回、参加60名 ・外国語講座(中国、韓国、ドイツ語)の開催 3回、参加44名 ・WORLD FOOD EXPO in Plaza(従来の多文化交流フェスタ：世界各国の食・音楽紹介、交流イベント)の開催 6月28日開催 参加400人 【8年度】 日本人も外国人住民も参加しやすい環境づくりおよびイベント内容の充実に努めていく。	★★★	【6年度】 ・国際理解講座(国際クッキング教室、体験教室など)の開催 ・外国語講座(中国、韓国、ドイツ語)の開催 ・多文化交流フェスタ(世界各国の紹介・交流イベント)の開催 【7年度】 日本人も外国人住民も参加しやすい環境づくりおよびイベント内容の充実に努めていく。	★★★
4-6-2-2		2	在留外国人や関係団体などとの情報共有・意見交換により、在留外国人の市政参画を促進し、「多文化共生社会」の実現をめざします。	文化交流課	○在住外国人支援事業	【7年度】 ・日本語ボランティア登録者への講習会の開催 1回、登録者29名 ・日本語カフェ(日本語学習)の開催 14回、参加126名 ・外国人留学生向け防災訓練の実施 1月31日開催 参加4名 【8年度】 参加者アンケートを踏まえた日本語学習の内容の充実を図るとともに、交流機会の創出に努めていく。	★★★	【6年度】 ・日本語ボランティア登録者への講習会の開催 ・日本語カフェ(日本語学習)の開催 ・外国人留学生向け防災訓練の実施 【7年度】 参加者アンケートを踏まえた日本語学習の内容の充実を図るとともに、交流機会の創出に努めていく。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容		担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
4-6-2-3		3	在留外国人児童生徒の語学をはじめとする学力の向上に努めます。また、在留外国人児童生徒の保護者等に対しても日本語を学ぶ機会の提供に努めます。	学校教育課	○外国人等児童生徒編入学支援事業費	【7年度】 市内小・中・義務教育学校へ就学する児童生徒のうち、日本語を用いたコミュニケーション等に課題がある児童生徒を対象に、生活指導や初期的な日本語指導及び母国語通訳のできる人材を教育活動支援員として派遣し、該当児童生徒が安心して学び、生活できるよう支援した。 【8年度】 鳥取県国際交流財団と連携し支援員の確保に努めるとともに、必要な支援を行うっていく。	【6年度】 市内小・中・義務教育学校へ就学する児童生徒のうち、日本語を用いたコミュニケーション等に課題がある児童生徒を対象に、生活指導や初期的な日本語指導及び母国語通訳のできる人材を教育活動支援員として派遣し、該当児童生徒が安心して学び、生活できるよう支援した。 【7年度】 鳥取県国際交流財団と連携し支援員の確保に努めるとともに、必要な支援を行うっていく。	★★★
4-6-2-4		4	日常生活全般における言葉に関する不便・障害を取り除くよう、外国語や「やさしい日本語」による情報提供の充実及び指差し会話帳などのコミュニケーションツールの活用に努めます。	文化交流課	○国際交流費 ○学習・交流センター管理費 (英語、中国語スタッフの配置)	【7年度】 ・市役所職員向け「やさしい日本語研修会」の実施 2月13日開催 参加24名 ・市公式HPに開設している外国人向け「やさしい日本語サイト」の運営 ・国際交流プラザの窓口に指差し会話帳を設置 【8年度】 引き続き、多言語での情報発信や「やさしい日本語」での情報提供に努めていく。	【6年度】 ・市役所職員向け「やさしい日本語研修会」の実施 ・市公式HPに開設している外国人向け「やさしい日本語サイト」の運営 ・国際交流プラザの窓口に指差し会話帳を設置 【7年度】 引き続き、多言語での情報発信や「やさしい日本語」での情報提供に努めていく。	★★★
4-6-2-5		5	平成28(2016)年に施行されたヘイトスピーチ解消法の周知及びこの法律に基づいた相談体制の整備や教育・啓発の推進に努めます。	人権推進課	○人権尊重社会を実現する鳥取市民集会 ○世界人権宣言推進事業（人権フォーラム） ○人権とっとり講座 ○人権教育推進員設置事業	【7年度】 人権とっとり講座の開催や市人権教育協議会の各部会における研修会、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行った。 ○第51回人権尊重社会を実現する鳥取市民集会の第6分科会 昨今、県内の労働者不足で外国人労働者が増えている。言葉や習慣の違いに加えて、価値観や仕事に対する考え方も違う。企業と地域社会における外国人とのコミュニケーションの取り方について、具体的な事例を参考にして、外国人との接し方について学んだ。 日付：8/7 場所：とりぎん文化会館 演題：外国人の人権、職場・地域を通して必要なことを一緒に考えます 講師：古波藏 淑紀さん（PJプレス 代表） 参加者：68名 【8年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	【6年度】 人権とっとり講座の開催や市人権教育協議会の各部会における研修会、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。 【7年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	★★★
7 病気にかかわる人の人権問題								
2 施策の推進方針								
4-7-2-1		1	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成21(2009)年)、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元(2019)年)の施行を踏まえ、ハンセン病回復者やその家族が名誉を回復し、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発を行い、差別や偏見の解消を図るため、関係機関と連携して教育・啓発に取り組めます。	人権推進課	○人権尊重社会を実現する鳥取市民集会 ○人権とっとり講座 ○地区人権啓発推進員研修会 ○人権教育推進員設置事業	【7年度】 人権とっとり講座の開催や市人権教育協議会の各部会における研修会、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。併せて、市HPや県との連携によるパネル展示等により啓発を行った。 8/7 人権尊重社会を実現する鳥取市民集会で展示 【8年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	【6年度】 人権とっとり講座の開催や市人権教育協議会の各部会における研修会、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。 8/23 人権尊重社会を実現する鳥取市民集会で展示 【7年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	★★★
4-7-2-2		2	感染症等に関する市民への情報提供を正確かつ迅速に行うとともに、相談を受け付けます。	保健医療課	○感染症発生動向調査	【7年度取組状況】 万博等もあり、大型イベント等に係る感染症の注意情報、流行状況などを鳥取市ウェブサイトや鳥取市公式LINEなどを活用し情報提供を行った。また、通年特に流行しているものに関してはその都度必要に応じて注意喚起を実施し、市民の相談にもあった。 【8年度課題】 引き続き、感染症発生状況の速やかな情報収集と正しい情報の提供、注意喚起を行う。併せて市民からの感染症の相談も随時受け付けていく。	【6年度取組状況】 感染症の流行状況及び注意点などを鳥取市ウェブサイトに掲載。特に流行しているものに関してはその都度必要に応じて注意喚起を実施し、市民の相談にもあった。 【7年度課題】 感染症の発生状況を速やかに情報収集し、必要に応じて鳥取市公式ウェブサイトや公式LINEなどを活用し、正しい情報の提供と注意喚起を行う。併せて市民からの感染症の相談も随時受け付けていく。	★★★
4-7-2-3		3	精神疾患や難病を含む病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。	保健医療課	○若年層向け啓発チラシ作成、配布 ○パネル展示 ○高等学校等と連携した啓発	【7年度】 精神疾患や難病を含む病気や感染症に関する正しい知識の普及をすることができた。 ○若年層向け啓発チラシ（心の健康、アルコール依存症、HIV・性感染症）等を作成、配布（市内の高校、大学・専門学校、乳幼児健診等で来所された保護者等に対して） ○パネル展示（駅南庁舎内、丸由百貨店、市立図書館等） ○公民館祭り、大学祭等、他団体が実施するイベント会にて、啓発チラシ（心の健康、アルコール依存症・HIV、性感染症、結核）及び啓発物を配布 ○高等学校において、ピアサポーターとともに保健体育の授業（精神疾患の予防と回復）に参加（実績）高校数：6校、29クラス ○高等学校等において、エイズに関するパネル展、啓発物配付、性感染症に関する出前授業等の実施（実績）学校数：14校 【8年度】 ○「若年層」に対する普及啓発の機会として、高等学校と連携した啓発や授業を拡大する。	【6年度】 精神疾患や難病を含む病気や感染症に関する正しい知識の普及をすることができた。 ○若年層向け啓発チラシ（心の健康、アルコール依存症、HIV）等を作成、配布（市内の高校、公立鳥取環境大学等、乳幼児健診等で来所された保護者等に対して） ○パネル展示 ○公民館祭り、大学祭等、他団体が実施するイベント会にて、啓発チラシ（心の健康、アルコール依存症）及び啓発物を配布 ○高等学校において、ピアサポーターとともに保健体育の授業に参加し、精神疾患についての普及啓発を図った。 【7年度】 ○「働き盛り世代」「若年層」に対して、出前講座や研修会、大学祭時等に啓発チラシの配布やパネル展示を実施する。	★★★
4-7-2-4		4	若年性認知症については、県等関係機関と連携を取りながら、当事者が集い、情報交換等を行う活動を支援するとともに、正しい理解の普及・啓発に取り組めます。 また、県等と連携し、早期発見・早期治療につなげるための相談やサポーターの育成などの支援を行います。	長寿社会課	○認知症地域支援・ケア向上事業	【7年度】 令和7年3月策定の鳥取市認知症施策推進計画に基づき、認知症本人の声の起点に、市民・介護保険事業所・企業・学生・市職員等、庁内外の多様な立場の人々と対話を重ねながら「新しい認知症観」の理解に取り組んだ。 【8年度】 鳥取市認知症施策推進計画に基づき、「新しい認知症観」に立脚した取組が展開されるよう、「新しい認知症観」について理解を深めるとともに、多様な立場の人と対話を重ねながら連携・協働のあり方を検討し取り組んでいく。	【6年度】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、鳥取市認知症施策推進計画策定に向けた検討に取り組んだ。認知症の本人や家族、企業、関係団体等で構成される「鳥取市認知症施策推進計画策定ワーキング」を設置し、暮らしの中での経験をもとにした具体的な意見や提案を反映させた。 【7年度】 令和7年3月に策定した鳥取市認知症施策推進計画に基づき、「新しい認知症観」の理解や、認知症の本人との対話、連携・協働等の認知症施策を推進していく。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容			担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
4-7-2-5		5	インフォームド・コンセントの確立と、医療・保健・福祉など関係機関との連携を図りながら患者の心情を理解し、患者の立場に立った医療の推進を図ります。また、患者や家族等の病気等に関するプライバシー保護について、特段の配慮をするように関係機関の職員の意識啓発に努めます。	保健医療課 市立病院	【保健医療課】 鳥取市医療安全センターにおける患者や家族からの医療に関する相談対応 【市立病院】 ○インフォームド・コンセントの確立	【保健医療課】 【7年度】 保健医療課内に設置する鳥取市医療安全支援センターにおいて、患者やその家族からの医療に関する相談・苦情に対応するとともに、医療機関や患者へ医療安全に関する情報提供を行った。（実績）相談件数：114件 【8年度】 医療に関する悩みや心配事について、公平・中立な立場で相談に応じ、医療機関とより良い信頼関係が築けるよう、その解決の糸口を探す一助となるよう、相談に応じる職員への研修実施など知識の向上及びスキルアップを図る。患者等とのコミュニケーション不足による相談も多いことから、苦情の多い事項等については、医療機関にも情報共有し、患者対応のスキルアップを図っていくことが必要である。 【市立病院】 【7年度】 市立病院では、2007年に制定した「医療を受けられる方の権利章典」や2023年に制定した「子どもの医療の権利章典」等に従い、患者の権利擁護に配慮した医療の提供に努めている。また、2020年12月に制定した「説明・同意に関する指針」に従いインフォームド・コンセントを実施し、患者の権利保障に努めている。 また、患者・家族からの医療相談に対しては、医療メディエーターによりきめ細かな相談対応を行っている。 7年度医療相談件数：1,015件 【8年度】 今後も継続して患者や家族等との信頼関係を優先し、質の高い医療の提供に努めるとともに、医療・保健・福祉の連携に努め、地域包括ケアシステムの推進に向けた役割を果たしていくことが課題である。	★★★	【保健医療課】 【6年度】 保健医療課内に鳥取市医療安全センターを設置し、患者や家族からの医療に関する相談に対応するとともに、医療機関や患者へ医療安全に関する情報提供を行った。 6年度医療相談件数：77件 【7年度】 医療に関する悩みや心配事について、公平・中立な立場で相談を伺い、医療機関とより良い信頼関係が築けるよう、その解決の糸口を探す一助となるよう努めていくことが必要。 【市立病院】 【6年度】 市立病院では、2007年に制定した「医療を受けられる方の権利章典」や2023年に制定した「子どもの医療の権利章典」等に従い、患者の権利擁護に配慮した医療の提供に努めている。また、2020年12月に制定した「説明・同意に関する指針」に従いインフォームド・コンセントを実施し、患者の権利保障に努めている。 また、患者・家族からの医療相談に対しては、医療メディエーターによりきめ細かな相談対応を行っている。 6年度医療相談件数：1,352件 【7年度】 今後も継続して患者や家族等との信頼関係を優先し、質の高い医療の提供に努めるとともに、医療・保健・福祉の連携に努め、地域包括ケアシステムの推進に向けた役割を果たしていくことが課題である。	★★★
8 個人のプライバシーの保護									
2 施策の推進方針									
4-8-2-1		1	個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会を構築するために、学校、地域、行政、企業などでのプライバシー、個人情報保護についての教育研修の機会(小地域懇談会や企業研修など)の充実を図るなど、個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。	公文書管理室	○個人情報保護制度運用事業	【7年度、8年度】 企業等の担当主幹課や教育委員会事務局が、単独で積極的に支援できるよう、個人情報保護に関する情報提供や資料等の整備を図っている。	★★★	【6年度、7年度】 企業等の担当主幹課や教育委員会事務局が、単独で積極的に支援できるよう、個人情報保護に関する情報提供や資料等の整備を図っている。	★★★
4-8-2-2		2	個人情報の保護に関する法律に基づいて、個人情報の適正な取扱いに努め、個人のプライバシーが守られる社会の実現を図ります。	公文書管理室	○個人情報保護制度運用事業	【7年度、8年度】 職員研修やグループウェア庁内掲示板等による職員間の情報共有を図り、「個人情報の保護に関する法律」の周知を図るとともに適正な個人情報の取扱いに努めている。	★★★	【6年度、7年度】 職員研修やグループウェア庁内掲示板等による職員間の情報共有を図り、「個人情報の保護に関する法律」の周知を図るとともに適正な個人情報の取扱いに努めている。	★★★
4-8-2-3		3	個人情報の保護に関する法律をはじめとする法令等の定めるところにより、人及び設備の両面の対策を図り、個人情報の保護に努めます。また、個人情報に関する苦情処理の対応についても、総務課を窓口として解決に向けて支援を行います。	公文書管理室	○個人情報保護制度運用事業	【7年度、8年度】 個人情報等の安全管理等に関する教育研修を実施し、職員等が適正に事務を行うよう知識の習得を図っている。また、個人情報保護に関する職員の意識の醸成と運用の定着を図るため、継続的に内部監査を実施している。	★★★	【6年度、7年度】 個人情報等の安全管理等に関する教育研修を実施し、職員等が適正に事務を行うよう知識の習得を図っている。また、個人情報保護に関する職員の意識の醸成と運用の定着を図るため、継続的に内部監査を実施している。	★★★
4-8-2-4		4	「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」について、引き続き市報やホームページ等により広く市民への周知に努め、不正請求の抑止と不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。	市民課	○住民票の写し等の交付に係る本人通知制度	【7年度】 市報(11月号とR8.3月号)、ホームページ、窓口用封筒、ケーブルテレビ(びよんびよんネット文字画面)、SNS(LINE)により周知を図った。 通知件数：29件 登録者数：799件(内新規登録者：20件) 【8年度】 本人通知対象者の登録内容に変更(転出又は転居、戸籍の届出等)があった場合、変更届の提出が必要であるが、本人や法定代理人からの申し出が少なく、また、対象者自体が以前に申請したことを忘れていることも多いため、変更が必要な対象者の確認や登録内容変更手続きに時間を要しており対象者への周知の方法が課題である。	★★★	【6年度】 市報、ホームページ、窓口用封筒、ケーブルテレビ(びよんびよんネット文字画面)により周知を図った。 通知件数：37件 新規登録者：12件 【7年度】 本人通知対象者の登録内容に変更(転出又は転居、戸籍の届出等)があった場合、変更届の提出が必要であるが、本人や法定代理人からの申し出が少なく、また、対象者自体が以前に申請したことを忘れていることも多いため、変更が必要な対象者の確認や登録内容変更手続きに時間を要しており対象者への周知の方法が課題である。	★★
4-8-2-5		5	「鳥取市電子計算組織管理運営規程」や「鳥取市情報セキュリティポリシー」に基づいて、機器・電子データ・磁気媒体等の情報資産に係る管理者を設置し、これらの適正な管理体制を確保します。 また、情報資産の適切な取扱い、事故発生時の適切な対応、職員権限に応じたシステム利用の制限、運用に関する基準及び運用実績記録の作成など制度を遵守した人的対策を推進します。	デジタル戦略課	○情報セキュリティ対策中期計画の策定(R5～R7) ○セキュリティ内部監査の実施(組織の体制確認) ○全職員によるセキュリティセルフチェックの実施	【7年度】 情報セキュリティ対策中期計画(R5～R7)に基づき、前期間中の内部監査、セルフチェック結果において検出事項の多かった項目について、内部監査、セルフチェックによる指導・改善を行い、情報セキュリティ対策の向上を図った。 また、次期情報セキュリティ対策中期計画(R8～R10)の策定作業を実施した。 【8年度】 情報セキュリティ対策中期計画(R8～R10)に基づき、前期間中の内部監査、セルフチェック結果において検出事項の多かった項目について、内部監査、セルフチェックによる指導・改善を行い、情報セキュリティ対策の向上を図る。	★★★	【6年度、7年度】 情報セキュリティ対策中期計画(R5～R7)に基づき、前期間中の内部監査、セルフチェック結果において検出事項の多かった項目について、内部監査、セルフチェックによる指導・改善を行い、情報セキュリティ対策の向上を図った。	★★★
4-8-2-6		6	平成27(2015)年度の「マイナンバー制度」の施行を機に、特定個人情報の取扱いを制限するためのセキュリティポリシーの改訂や、国の指針に基づく業務システムのインターネットからの分割などの情報ネットワークシステムのセキュリティを強化しており、情報セキュリティを更に徹底した電算システムの運用を推進するとともに、職員研修、時流に即したセキュリティ対策を継続して進めていきます。	デジタル戦略課	○自治体セキュリティ対策事業	【7年度】 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に則したセキュリティが担保されるよう、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準のもと、職員に対するセキュリティ研修及び令和5年度に刷新したインターネット閲覧システム環境化で想定し得るセキュリティインシデント対応訓練を実施した。 また、令和8年4月1日施行の地方自治法改正にあわせて情報セキュリティポリシーの改定を行った。 【8年度】 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に則したセキュリティが担保されるよう、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準のもと、訓練を実施する。	★★★	【6年度】 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に則したセキュリティが担保されるよう、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準の改定を行うとともに、改定に伴う職員研修及び前年度刷新したインターネット閲覧システム環境化で想定し得るセキュリティインシデント対応訓練を実施した。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容			担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
9 アイヌの人々の人権問題									
2 施策の推進方針									
4-9-2-1		1	アイヌの歴史や文化に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々への偏見や差別意識の解消をめざし、関係機関と協力し、教育・啓発を推進します。	人権推進課	○市人権教育協議会	【7年度】 市人権教育協議会の各部会における研修会、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行った。 ・団体責任者・人権啓発推進員対象 合同研修会（行政関係部会） 10/23開催 参加者24人 「テーマ」映画『カムイのうた』から考える アイヌ問題について 【8年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	★★★	【6年度】 市人権教育協議会の各部会における研修会、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。 【7年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	★★★
10 刑を終えて出所した人の人権問題									
2 施策の推進方針									
4-10-2-1		1	刑を終えて出所した人たちが犯罪の被疑者、その家族に対する偏見や差別意識が解消され、家庭、学校、職場、地域社会が社会復帰への理解をすることが必要です。 本市では、令和4（2022）年度に「鳥取市再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となることのできる地域づくりを進めることとしています。 また、令和5（2023）年4月には、国の「第二次再犯防止推進計画」が策定され、地域による包摂を推進することが、重点項目として加わりました。 本市としても、地域共生社会の実現に向けた取組と併せて、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、県をはじめ民間の関係機関等と連携して取り組んでいきます。 今後も社会復帰にかかわる「保護司会」や「保護観察協会」、「更生保護女性会」、「BBS（P39参照）会」、さらには、民間ボランティア等関係機関と協力し、この偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発を推進するとともに、相談体制・就労支援や住居等の経済的支援体制の構築と推進に努めます。	地域福祉課	○社会を明るくする運動 ○各更生保護団体への支援	【7年度】 ○社会を明るくする運動、更生保護ボランティアの広報・支援 ○各種更生保護事業の周知 ○更生保護団体への支援 ○鳥取市再犯防止推進計画の実施（令和7年度～12年度） 【8年度】 ○7年度取組の継続 【課題】 ○更生保護ボランティアの減少	★★★	【6年度】 ○社会を明るくする運動、更生保護ボランティアの広報・支援 ○各種更生保護事業の周知 ○更生保護団体への支援 ○鳥取市再犯防止推進計画の見直（6年度中） ○鳥取市再犯防止推進計画関係機関連携会議の開催 【7年度】 ○6年度取組の継続 【課題】 ○更生保護ボランティアの減少	★★
11 犯罪被害者やその家族の人権問題									
2 施策の推進方針									
4-11-2-1		1	犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、国、県、関係機関等と連携協力し、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に推進します。	人権推進課	○犯罪被害者支援事業	【7年度】 鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターをはじめ、警察やとっとり被害者支援センターなど関係機関と連携を図った。 【8年度】 関係機関とさらなる連携を図る。	★★★	【6年度】 警察やとっとり被害者支援センターをはじめ関係機関と連携を図った。 【7年度】 鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターをはじめ、さらなる連携を図る。	★★★
4-11-2-2		2	誰もが被害者となる可能性がある中、犯罪被害者等の人権は、社会全体で守り、支え合う必要があります。家庭、学校、職場、地域社会で犯罪被害者等を支援していくという意識の醸成と二次的被害の発生を防止するため、講演会やパネル展示、チラシやポスターなどによる啓発に努めるとともに、公益社団法人とっとり被害者支援センターや犯罪被害者支援ネットワークと連携して相談やサポートに努めます。	人権推進課	○犯罪被害者支援事業	【7年度】 人権とっとり講座や人権教育推進員による地域、企業などの研修のほか、県犯罪被害者総合サポートセンターと連携した研修会の実施、とっとり被害者支援センターと連携したパネル展、市HPや啓発リーフレット等により、職場や地域社会で犯罪被害者等を支援していく意識の醸成を図った。 ・パネル展示 日付：11/28～12/4 場所：鳥取市役所情報スペース ・人権啓発グッズ（ノンアルコールウェットティッシュ）作成 【8年度】 今後も、鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターをはじめ、警察やとっとり被害者支援センターなど関係機関と密接な連携を図り、啓発と支援の両面において取組の推進を図る。	★★★	【6年度】 人権とっとり講座や人権教育推進員による地域、企業などの研修のほか、県犯罪被害者総合サポートセンターと連携した研修会の実施、とっとり被害者支援センターと連携したパネル展、市HPや啓発リーフレット等により、職場や地域社会で犯罪被害者等を支援していく意識の醸成を図っている。 【7年度】 今後も、警察やとっとり被害者支援センターをはじめ関係機関と密接な連携を図り、啓発と支援の両面において取組の推進を図る。 【課題】迅速かつ適正な見舞金支給に向けた事務の見直しと、財源のあり方等の検討。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容			担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
12 性的マイノリティの人権問題									
2 施策の推進方針									
4-12-2-1		1	理解増進法に基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、性的マイノリティの方への差別や偏見が解消され、正しい認識と理解が深まるよう学校や職場における教育・啓発に努めます。	人権推進課	○人権尊重社会を実現する鳥取市民集会 ○世界人権宣言推進事業（人権フォーラム） ○人権とっとり講座 ○地区人権啓発推進員研修会 ○人権教育推進員設置事業	【7年度】 人権とっとり講座の開催や人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行った。 ○第51回人権尊重社会を実現する鳥取市民集会の第7分科会 性的マイノリティ（少数者）が、家庭、学校、職場、地域で経験する困難について、データと当事者の経験から学び、誰もが自分らしくいきいきと生きられる社会づくりに向けて何が必要か学んだ。 日付：8/7 場所：とりぎん文化会館 演題：L G B T Qも共に生きるまちづくり ～プライドセンター大阪の挑戦～ 講師：村木 真紀さん（認定NPO法人虹色ダイバーシティ 理事長） 参加者：89名 【8年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	★★★	【6年度】 人権とっとり講座の開催や人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。 【7年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	★★★
4-12-2-2		2	各種申請書等の公文書について、不必要な性別等の記載を省略するよう引き続き関係機関にも働きかけます。	人権推進課	○人権教育推進員設置事業	【7年度】 庁内関係課へ各種申請書等の公文書について、記載の省略化の取り組みを推進した。 【8年度】 今後も記載の省略化の取り組みの推進に努める。	★★★	【6年度】 庁内関係課へ各種申請書等の公文書について、記載の省略化の取り組みを推進している。 【7年度】 今後も記載の省略化の取り組みの推進に努める。	★★★
4-12-2-3		3	当事者の生きづらさや悩みを相談できる相談窓口や当事者同士の交流が図れるコミュニティスペース、居場所をつくるとともにその周知を図ります。	中央人権福祉センター	○LGBTQコミュニティスペース（Mx. とっとり）等	【7年度】 「Mx. とっとり（LGBTQコミュニティスペース）」を開設し、当事者や家族等の居場所づくりや交流を実施（10回、延べ参加人数40人）、性的マイノリティに関する講座・啓発事業の実施（1回）。 【8年度】 当事者同士の交流が図れるコミュニティスペース、居場所をつくるとともにその周知を図るため、県の助成も受けながら事業を継続実施する予定。	★★★	【6年度】 「Mx. とっとり（LGBTQコミュニティスペース）」を開設し、当事者や家族等の居場所づくりや交流を実施（10回）、性的マイノリティに関する講座・啓発事業の実施（1回） ※LGBTQコミュニティスペースを「Mx. とっとり」と命名。 【7年度】 当事者同士の交流が図れるコミュニティスペース、居場所をつくるとともにその周知を図るため、事業を継続実施する予定。	★★★
4-12-2-4		4	鳥取県の「とっとり安心ファミリーシップ制度」に協調して取り組み、同性カップルやその家族が利用できる市民サービスを提供し、性の多様性に対応した施策の推進を図ります。	人権推進課	○鳥取市安心ファミリーシップ制度実施要綱	【7年度】 「鳥取市安心ファミリーシップ制度実施要綱」に基づき、関係行政サービス等の一覧を市ＨＰで公表している。 【8年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	★★★	【6年度】 「鳥取市安心ファミリーシップ制度実施要綱」を制定し、関係行政サービス等の一覧を市ＨＰで公表している。 【7年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	★★★
13 ハラスメント（職場における）に関する人権問題									
2 施策の推進方針									
4-13-2-1		1	ハラスメント防止について、家庭、職場、地域などでの正しい認識の普及と啓発に努めます。また、企業・団体等への継続的な働きかけや、企業への訪問・普及啓発に努めます。	人権推進課	○人権尊重社会を実現する鳥取市民集会 ○世界人権宣言推進事業（人権フォーラム） ○人権とっとり講座 ○地区人権啓発推進員研修会 ○人権教育推進員設置事業	【7年度】 市人権教育協議会の各部会における研修会や、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。併せて、市ＨＰやポスター等により啓発を行った。人権教育推進員が企業訪問し、労働関係法令の周知や取組を促した。 ・鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会 地区人権啓発推進員全体研修会 7/18開催 参加者161人 「テーマ」職場におけるハラスメント ～最近の相談事例と労働者の人権～ 【8年度】 今後も、市人権教育協議会企業部会等の主体的な活動を支援促進するとともに、連携・協働し地域社会の意識の醸成を図る。	★★★	【6年度】 市人権教育協議会の各部会における研修会や、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。併せて、市ＨＰやポスター等により啓発を行っている。人権教育推進員が企業訪問し、労働関係法令の周知や取組を促している。 【7年度】 今後も、市人権教育協議会企業部会等の主体的な活動を支援促進するとともに、連携・協働し地域社会の意識の醸成を図る。	★★★
4-13-2-1		2	本市では、ハラスメント防止の要綱と指針を策定し、職員に対して継続して研修を行うなど、ハラスメントをしない・させない職場環境づくりに取り組んでいます。	職員課	○所属長対象ハラスメント防止研修 ○主任級・課長補佐級対象ハラスメント防止研修 ○パワーハラスメント防止研修	【7年度】 「ハラスメント防止研修」を実施し、所属長級職員100名、課長補佐級職員52名、主任級職員41名が受講。研修後アンケートでは「理解が深まった」「概ね深まった」の回答が100％を占めた。内容についても96％以上が「有意義であった」と回答した。 また、「パワーハラスメント防止研修」を実施し、係長級職員28名が受講。研修後アンケートでは、「良かった」「やや良かった」が96％以上であり、パワハラ定義を改めて確認するとともに、パワハラを見聞きした際の具体的な対応について学べ今後に活かしたい声があった。 【8年度】 ハラスメント問題について正しい理解と認識が深まるよう、研修計画や内容を見直し、職員研修の充実・強化に努める。	★★★	【6年度】 「ハラスメント防止研修」を実施し、所属長級職員112名、課長補佐級職員54名、主任級職員54名が受講。研修後アンケートでは「理解が深まった」「概ね深まった」との回答が96％以上を占め、また内容についても約9割が「有意義であった」と回答した。 また、「パワーハラスメント防止研修」を実施し、係長級職員28名が受講。研修後アンケートでは、「良かった」「やや良かった」が96％以上であり、知識を深めるとともに、パワハラのない職場環境づくりに向け認識を改めたという旨の回答が多く見られた。 【7年度】 ハラスメント問題について正しい理解と認識が深まるよう、研修計画や内容を見直し、職員研修の充実・強化に努める。	★★★
4-13-2-1		3	労働局等の関係機関と連携し、相談への対応、救済や調査等に取り組めます。	人権推進課		【7年度】 労働局や県と連携し、ハラスメント防止の周知に努めるとともに、労働相談所など適切な相談窓口につなぐ取組を行った。 【8年度】 今後も関係団体等と連携し、適切かつ迅速な対応に努める。	★★★	【6年度】 労働局や県と連携し、ハラスメント防止の周知に努めるとともに、労働相談所など適切な相談窓口につなぐ取組を行っている。 ・社員対象研修会（企業部会） 2/7開催 参加者48人 「テーマ」企業におけるハラスメント 【7年度】 今後も関係団体等と連携し、適切かつ迅速な対応に努める。	★★★
14 生活困窮者の人権問題									
2 施策の推進方針									
4-14-2-1		1	生活困窮者の多様かつ複合的な課題や「制度の狭間」の問題に対応し、待ちの姿勢ではなく早期把握に努めます。さらに、課題解決型の支援はもとより、伴走型支援により当事者と支援者が継続的につながり、個々の状況に応じた適切な支援を行います。	中央人権福祉センター	○生活困窮者自立支援事業（相談支援）	【7年度】 ・相談支援の実施（363件） 【8年度】 ・当事者個々の課題に応じた支援。	★★★	【6年度】 ・相談支援の実施（334件） 【7年度】 ・当事者個々の課題に応じた支援。	★★★
4-14-2-2		2	地域住民が互いに役割や出番を持ち、支え合いながら暮らし、地域課題の解決を積極的に試みる地域づくりを進め、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。 また、地域や単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関協働により役割分担や支援の方向性を定め対応していく包括的な相談支援体制の整備を図っていきます。	中央人権福祉センター	○多機関協働事業	【7年度】 相談支援包括化推進会議（8回） 【8年度】 ○庁内外の多機関と顔の見える関係ができ、以前よりも連携による伴走型支援がしやすくなっているが、一部に多機関協働事業への理解がなく、情報提供していただけない場合がある。 ○今後、増加が見込まれる『ゴミ屋敷』、『単独世帯・高齢者世帯』事案等への対応。	★★★	【6年度】 ○支援会議・相談支援包括化推進会議（11回） 【7年度】 ○庁内外の多機関と顔の見える関係ができ、以前よりも連携による伴走型支援がしやすくなっているが、一部に多機関協働事業への理解がなく、情報提供していただけない場合がある。 ○今後、増加が見込まれる『ゴミ屋敷』事案への対応。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容		担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
4-14-2-3		3孤独・孤立対策に係る知見や活動実績がある団体で構成する「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡充を図りながら、行政だけでは把握できない孤独・孤立問題を把握し、支援を必要とする人をスムーズに支援できるよう、官民が連携して取り組んでいきます。	中央人権福祉センター	○孤独・孤立対策推進事業	【7年度】 ○「官民連携プラットフォーム」の関係者の相互連携・協働。 ○「つながりサポーター」養成研修の麒麟のまち全域での実施。（13回、新規登録人数233人） ○講演会の実施（2回） 【8年度】 ○「官民連携プラットフォーム」の包括化・地域食堂ネットワークの法人化。 ○「つながりサポーター」の麒麟のまち全域での養成。 ○講演会の実施。	★★★	【6年度】 ○「官民連携プラットフォーム」の関係者の相互連携・協働。 ○「つながりサポーター」養成研修の麒麟のまち全域での実施。（22回、新規登録人数377人） ○講演会の実施（6回） 【7年度】 ○「官民連携プラットフォーム」の関係者の相互連携・協働及び孤独・孤立対策協議会の設立。 ○「つながりサポーター」の麒麟のまち全域での養成。 ○講演会の実施	★★★
4-14-2-4		4正規就労を含めた就労の支援に関しては、求職者に対し、本市が設置する無料職業紹介所で雇用アドバイザーが就労相談を行うとともに、求人企業とのマッチング支援を行います。併せて、各種スキルアップセミナーの開催や支援制度の紹介などにも積極的に取り組みます。	経済・雇用戦略課	○職業紹介事業	【7年度、8年度】 無料職業紹介所において、専門相談員が、求職者をデータベース登録・管理しながら、求職者の就労相談や企業とのマッチングを行っており、引き続きハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、就労支援の充実に努める。	★★★	【6年度、7年度】 無料職業紹介所において、専門相談員が、求職者をデータベース登録・管理しながら、求職者の就労相談や企業とのマッチングを行っており、引き続きハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、就労支援の充実に努める。	★★★
4-14-2-5		5就労に困難を抱え、社会的に孤立している生活困窮者の相談支援については、中央人権福祉センター内に設置した「パーソナルサポートセンター」において、相談支援員が関係機関と連携し、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、相談者に寄り添った包括的、個別的、早期的な支援を行います。	中央人権福祉センター	○生活困窮者自立支援事業	【7年度】 ○生活困窮者自立支援事業の実施 ・相談支援事業の実施（363件）、就労支援（35人） ・住居確保給付金の支給（延べ45世帯、1,396千円） ・家計改善支援事業の実施（16件） ・就労準備支援事業の実施（9件） ・学習支援事業の実施（7人） ・居住支援事業の実施（4人） 【8年度】 ・生活困窮者の自立に向けた支援の効果的な実施。	★★★	【6年度】 ○生活困窮者自立支援事業の実施 ・相談支援事業の実施（334件）、就労支援（11人） ・住居確保給付金の支給（延べ39世帯、1,110千円） ・家計改善支援事業の実施（4件） ・就労準備支援事業の実施（10件） ・学習支援事業の実施（5人） ・一時生活支援事業の実施（3人） 【7年度】 ・生活困窮者の自立に向けた支援の効果的な実施。	★★★
15 インターネットにおける人権問題								
2 施策の推進方針								
4-15-2-1		1インターネットの正しく安全な利用の方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法などについて、関係機関と連携して学校、家庭、地域、職場等で教育・啓発を推進するとともに相談窓口についても周知を図ります。 学校においては、インターネットによるトラブルやいじめ等につながる行為を未然に防止するため、各小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、教職員を対象として専門家による講演等を行い、情報モラル教育やデジタル・シティズンシップ教育（P38参照）を推進します。	総合教育センター	○情報モラル教育推進事業 ○いじめ防止リーフレット作成と配布（学校・家庭）	【7年度】 市内24校の小・中・義務教育学校で本市の情報モラル教育推進事業を活用し、タブレット端末、スマートフォン、ゲーム機等の適切な使用やインターネット上でのマナーを身に付けることを目的に、児童生徒、教職員、保護者を対象に専門家を招聘した研修会や講演会を実施し啓発を行った。市の事業を活用していない学校においても、必要に応じて警察や法務少年支援センター、東部少年サポートセンター等の出前事業を行い、啓発している。SNS上のいじめに対しては、「鳥取市Smile月間」に合わせたいじめ防止リーフレットを作成・配布し、児童生徒や保護者に相談窓口の周知を図った。 【8年度】 今後も児童生徒のみならず、保護者に対しても情報モラル教育やデジタルシティズンシップ教育を推進していく必要がある。	★★★	【6年度】 市内25校でスマートフォン等のデジタル機器の使い方や適正な使用、インターネット上のマナーを身に付けることを目的に、児童生徒、教職員、保護者を対象に専門家を招聘した研修会や講演会を実施し啓発を行った。SNS上のいじめ等に対しては、「鳥取市Smile月間」に合わせたいじめ防止リーフレットを作成、配布し、児童生徒や保護者に相談窓口の周知を図った。 【7年度】 今後も児童生徒のみならず、保護者に対しても情報モラル教育やデジタルシティズンシップ教育を推進していく必要がある。	★★★
4-15-2-2		2インターネット上での悪質な人権侵害事案に対しては、市民からの相談を受けるとともに、国や県、関係機関と連携しながら削除要請等を行っていきます。 また、令和4（2022）年10月にインターネット上での誹謗中傷などの人権侵害に対して適切に対応できる特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）の一部が改正されましたが、実効性のある法的整備について、引き続き国に要望していきます。	人権推進課	○ネットモニタリング・ネットワーク運営委員会 ○ネットモニタリング	【7年度】 令和6年5月施行された「情報流通プラットフォーム対処法」では、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化、運用の透明化を義務づけることとされたが、引き続き、国県へ法整備等の要望を行った。 法務局（人権擁護委員）や鳥取県などの関係機関と連携を取りながら、あらゆる人権相談に対応した助言・指導を行っている。また、鳥取市人権情報センターとネットモニタリングを実施し、インターネット上の部落差別等の不適切な書き込みの実態を把握し、削除要請を行った。 【8年度】 今後も法務局（人権擁護委員）や鳥取県などの関係機関と連携を図りながら対応に努める。今後も国県へ法整備を要望する。	★★★	【6年度】 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）は、令和6年5月に情報流通プラットフォーム対処法に改称され、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化、運用の透明化を義務づけることとされたが、引き続き、国県へ法整備等の要望を行っている。 法務局（人権擁護委員）や鳥取県などの関係機関と連携を取りながら、あらゆる人権相談に対応した助言・指導を行っている。また、鳥取市人権情報センターとネットモニタリングを実施し、インターネット上の部落差別等の不適切な書き込みの実態を把握し、削除要請を行っている。 【7年度】 今後も法務局（人権擁護委員）や鳥取県などの関係機関と連携を図りながら対応に努める。今後も国県へ法整備を要望する。	★★★
16 災害時における人権問題								
2 施策の推進方針								
4-16-2-1		1災害発生時における情報伝達については、鳥取市防災ラジオや鳥取市防災アプリなど、要配慮者にも配慮したさまざまな伝達媒体を利用するよう努めます。	危機管理課	【危機管理課】 ○総合防災対策事業 ○防災行政無線整備事業 ○防災ラジオ整備事業	【危機管理課】 【7年度】 様々な状況で生活しておられる市民へ防災情報を速やかに伝えられるよう伝達手段の拡充に努めている。自動起動して最大音量でお知らせする防災ラジオを令和2年4月から、防災情報をプッシュ通知するとともに、多言語に対応した防災アプリの運用を令和4年6月からそれぞれ開始するとともに、鳥取市防災ポータルを令和7年度から運用開始するなど、伝達手段を拡充し、各種の伝達手段を用いて防災情報の発信を行った。 【8年度】 各種の伝達手段の市民への周知 各種の伝達手段の統合 伝達体制の安定運用	★★★	【危機管理課】 【6年度】 様々な状況で生活しておられる市民へ防災情報を速やかに伝えられるよう伝達手段の拡充に努めている。自動起動して最大音量でお知らせする防災ラジオを令和2年4月から、防災情報をプッシュ通知するとともに、多言語に対応した防災アプリの運用を令和4年6月からそれぞれ開始するとともに、令和7年度から運用予定の防災ポータルの構築にも着手するなど、伝達手段を拡充し、各種の伝達手段を用いて避難情報の発信を行った。 【7年度】 各種の伝達手段の市民への周知 各種の伝達手段の統合 伝達体制の安定運用	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系	基本方針内容		担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 （7年度状況）	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 （6年度状況）
4-16-2-2		2	市民がお互いに助け合うように、「避難行動要支援者支援制度」の周知を通して、要配慮者支援への理解と啓発を行い、自治会や自主防災会などと協力をして共助の体制づくりを推進します。	危機管理課 ○自主防災会事業 【地域福祉課】 ○避難行動要支援者支援制度普及促進事業 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・個別避難計画の作成 ・制度周知	【危機管理課】 【7年度】 自治会や自主防災会で開催する防災講習会等の機会を捉えて避難行動要支援者を含めた地域の避難体制の構築について指導した。 【8年度】 避難行動要支援者制度や個別避難計画等の周知 【地域福祉課】 【7年度】 ○バリアフリー環境の整備された46の施設と協定締結し、福祉避難所としての避難体制整備を行った。（継続） ○福祉避難所への直接避難等を検討する会の開催 ○自治会などの地域支援組織の協力による個別避難計画（申請）の作成 ○要支援者の心身の状況、居住実態などを把握しているケアマネジャー等の福祉専門職へ協力依頼を行い、法人と契約し、個別避難計画（更新含む）の作成 【契約法人：25社 計画作成実績：53件（更新含む）】 ○要支援者本人への個別避難計画作成助奨 3,926通 【8年度】 ○7年度取組の継続 ○地域防災プログラムの構築の検討 【課題】 ○福祉専門職への委託法人数と作成（申請）件数を増やしていくこと	★★★	【危機管理課】 【6年度】 自治会や自主防災会で開催する防災講習会等の機会を捉えて避難行動要支援者を含めた地域の避難体制の構築について指導している。 【7年度】 避難行動要支援者制度や個別避難計画等の周知 【地域福祉課】 【6年度】 ○バリアフリー環境の整備された44の施設と協定締結し、福祉避難所としての避難体制整備を行った。（継続） ○福祉避難所への直接避難等を検討する会の開催 ○自治会などの地域支援組織の協力による個別避難計画（申請）の作成 ○要支援者の心身の状況、居住実態などを把握しているケアマネジャー等の福祉専門職へ協力依頼を行い、法人と契約し、個別避難計画（更新含む）の作成 【契約法人：24社 計画作成実績：48件（更新含む）】 R7.3.31現在 【7年度】 ○6年度取組の継続 ○地域防災プログラムの構築の検討 【課題】 ○福祉専門職への委託法人数と作成（申請）件数を増やしていくこと	★★
4-16-2-3		3	地域での防災訓練等を通した実践的な防災知識や技能と自主防災組織体制の充実を図ります。また、住民自らが作成する地区防災マップの作成を推進し、作成に係る指導助言を行います。	危機管理課 ○自主防災会事業	【7年度】 自主防災会の自主的な防災訓練等に対する活動助成を通じて地域の防災体制を強化するとともに、防災コーディネーターが地域に出向き、防災訓練等の指導を行い、実践的な防災知識の習得に努めている。また、地域の防災上のリスクや避難先の把握等に活用できる地区防災マップの作成を推進した。 【8年度】 地域の防災活動の核となる防災リーダーの確保・養成 地域に合った防災訓練等の実施に向けた支援体制	★★★	【6年度】 自主防災会の自主的な防災訓練等に対する活動助成を通じて地域の防災体制を強化するとともに、防災コーディネーターが地域に出向き、防災訓練等の指導を行い、実践的な防災知識の習得に努めている。また、地域の防災上のリスクや避難先の把握等に活用できる地区防災マップの作成指導も行っている。 【7年度】 地域の防災活動の核となる防災リーダーの確保・養成 地域に合った防災訓練等の実施に向けた支援体制	★★★
4-16-2-4		4	安心・安全な避難ができるよう施設のバリアフリー化や介護・語学ボランティアの活用やプライバシーへ配慮した受入体制の整備に努めます。 また、通常の避難所での共同生活が困難な要配慮者の受入先として、バリアフリー化に配慮した福祉避難所の確保と受入態勢の整備を行います。	危機管理課 ○総合防災対策事業 ○防災行政無線整備事業 ○避難所環境等緊急整備事業	【7年度】 各種ボランティアの活用にあたっては、鳥取市社会福祉協議会と連携し、避難者の需要に応じたマッチングが行えるよう災害ボランティアセンターの運営体制整備を進めている。また、避難所開設時には、女性専用の更衣室や授乳室等の個室の確保に努めるとともに、パーテーション等も活用し、衛生対策と併せてプライバシーに配慮した運営が行えるよう避難所運営マニュアルに規定している。 令和7年4月より、鳥取市防災アプリにコミュニケーション支援ボード機能を追加し、避難所において要配慮者の円滑な意思疎通を支援する。 ※施設のバリアフリー化は各施設管理者 ※福祉避難所については地域福祉課 ※災害ボランティアの受入れ及び運営体制の整備は協働推進課 【8年度】 災害ボランティアの受け入れ態勢の整備 避難所運営マニュアルの周知やマニュアルに基づく避難所運営訓練の継続的な実施 簡易ベッド等の避難所環境の改善に資する資機材整備	★★★	【6年度】 各種ボランティアの活用にあたっては、鳥取市社会福祉協議会と連携し、避難者の需要に応じたマッチングが行えるよう災害ボランティアセンターの運営体制整備を進めている。また、避難所開設時には、女性専用の更衣室や授乳室等の個室の確保に努めるとともに、パーテーション等も活用し、衛生対策と併せてプライバシーに配慮した運営が行えるよう避難所運営マニュアルに規定している。 鳥取市防災アプリにコミュニケーション支援ボード機能を追加し、避難所において要配慮者の円滑な意思疎通を支援する。 ※施設のバリアフリー化は各施設管理者 ※福祉避難所については地域福祉課 【7年度】 災害ボランティアの受け入れ態勢の整備 避難所運営マニュアルの周知やマニュアルに基づく避難所運営訓練の継続的な実施 簡易ベッド等の避難所環境の改善に資する資機材整備	★★★
4-16-2-5		5	災害時における救援・被災者受入等の相談窓口を避難所内に開設し、食料や飲料水など生活支援物資に関連する情報提供や被災者受入等に努めます。	危機管理課 ○総合防災対策事業 ○自主防災会事業	【7年度】 避難所運営マニュアルに被災者支援に関する情報提供について記載し、避難所内避難者に加え、在宅避難者等にも配慮した情報提供を行うよう規定している。 【8年度】 避難所運営マニュアルの周知やマニュアルに基づく避難所運営訓練の継続的な実施	★★★	【6年度】 避難所運営マニュアルに被災者支援に関する情報提供について記載し、避難所内避難者に加え、在宅避難者等にも配慮した情報提供を行うよう規定している。 【7年度】 避難所運営マニュアルの周知やマニュアルに基づく避難所運営訓練の継続的な実施	★★★
4-16-2-6		6	災害からの地域の復興において、住民同士がつながり、困りごとを受け止める、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現を進めるため、専門機関が連携し、支援方法や計画を考え、地域内の支援につないでいく、災害ケースマネジメント体制の構築の検討を進めます。	地域福祉課 ○避難行動要支援者支援制度普及促進事業 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・個別避難計画の作成 ・制度周知 ○わが町支え愛活動支援事業 ・支え愛マップづくり ・制度周知	【7年度】 ○個別避難計画の作成（申請）を推進し、要支援者の把握に努めた。 （※実施内容、件数等は、4-16-2-2 と同じ） ○支え愛マップ作成事業の周知を行い、地域でマップ作成（更新含む）に取り組んだ。【作成件数 新規：37件 更新：6件】 （※新規件数のうち、市補助活用：3件） 【8年度】 ○7年度取組の継続、促進 【課題】 ○福祉分野における災害ケースマネジメント体制の構築の検討 ○地域防災プログラムの構築の検討	★★★	【6年度】 ○地域共生社会推進会議を開催し、災害ケースマネジメント体制構築の前段となる、地域防災力の向上について協議を行った。 【7年度】 ○6年度取組の継続 【課題】 ○災害ケースマネジメント体制の構築の検討	★★
4-16-2-7		7	風評被害や被災地出身者に対するいじめや差別が発生している現状を踏まえ、被災地の現状を正しく知ってもらい、被災者、被災地に対する差別や人権侵害を起こさないよう教育・啓発に努めます。	人権推進課 ○人権教育推進員設置事業	【7年度】 人権教育推進員による地域、企業などにおける人権教育・啓発などの取組みを推進した。併せて、差別や人権侵害を防止するため市HP等により啓発を行った。 【8年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	★★★	【6年度】 人権教育推進員による地域、企業などにおける人権教育・啓発などの取組みを推進している。併せて、差別や人権侵害を防止するため市HP等により啓発を行っている。 ・人権啓発推進員対象研修会（行政関係部会） 9/19 18名参加 【7年度】 今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。	★★★

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧（分野別施策）

コード 体系			基本方針内容	担当課	具体的な実施事業名	7年度取組状況と8年度課題	目的の達成度 (7年度状況)	6年度取組状況と7年度課題	目的の達成度 (6年度状況)
17 自死にかかわる人の人権問題									
2 施策の推進方針									
4-17-2-1		1	生きることを後押しするさまざまな要因の支援、自死対策を支える人材育成、住民への知識の普及啓発の強化、地域におけるネットワークの強化に取り組みます。特に、こころの健康に関心を持ち、自死のサインに気づき、つなげることができるゲートキーパー(P36参照)を養成し、ゲートキーパーの役割を市民一人ひとりが意識することができるよう推進します。 また、精神疾患や精神科受診等に対する偏見や抵抗感が強いことから、こころの問題について理解し、悩みを深刻化させないための啓発等を推進します。	保健医療課	○企業向けメンタルヘルス出前講座 ○ゲートキーパー養成研修会 ○精神保健福祉交流会	【7年度】 「働き盛り世代」、「若年層」に対して、研修会やイベント時等を通して、メンタルヘルスやゲートキーパーについて普及啓発をすることができた。 ○企業向けメンタルヘルス出前講座 17回開催、参加者数387人 ○「ゲートキーパー」養成研修会 2回開催、参加者数 76人 ○精神保健福祉交流会 1回開催、参加者数 37人 ○心の健康、自死予防に関する普及啓発 自殺予防週間や自殺対策強化月間におけるパネル展示、チラシや啓発物の配布、ホームページや市報による広報を実施。また、大学祭や大学・専門学校の新学期に合わせて若年層へメンタルヘルスに関する普及啓発を実施。 ○第3期いのちを支える鳥取市自死対策推進計画の策定 【8年度】 第3期自死対策推進計画に基づき、主に「働き盛り世代」、「若年層」に対し、様々な機会を捉えた啓発活動や他機関・他部署と連携した自死予防対策を実施する。	★★★	【6年度】 「働き盛り世代」、「若年層」に対して、研修会やイベント時等を通して、メンタルヘルスやゲートキーパーについて普及啓発をすることができた。 ○企業向けメンタルヘルス出前講座 21回開催、参加者数492人 ○「ゲートキーパー」養成研修会 2回開催、参加者数 63人 ○精神保健福祉交流会 1回開催、参加者数 20人 ○心の健康、自死予防に関する普及啓発 自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を通して、パネル展示、チラシや啓発物の配布、ホームページや市報に掲載。また、大学祭や春のガイダンス時に若年層に対し、メンタルヘルスに関する普及啓発を実施。 【7年度】 主に「働き盛り世代」「若年層」に対し、重点的な、自死の予防施策が必要である。他部署・他機関との連携等の様々な機会をとらえた啓発を企画・実施する。	★★★
4-17-2-1		2	同じ立場や体験をされた人たちにより結成し活動されている自死遺族の自助グループの存在について市民に周知するとともに、活動の支援に努めていきます。	保健医療課	○自死遺族自助グループ「コスモスの会」が開催する「分かち合いの会」及び、精神保健福祉センターが主催する「家族の集い」の周知及び活動支援	【7年度】 自死遺族自助グループ「コスモスの会」が開催する「分かち合いの会」及び精神保健福祉センターが主催する「家族の集い」について、市民への広報を行った。遺族の方が安心して語ることができ、こころのケアにつながる場となるよう支援している。 【8年度】 引き続き、自死遺族の自助グループの存在について市民に周知するとともに、自死遺族の苦しい思いが社会に正しく理解され、地域での孤立を防ぐことができるよう支援する。	★★★	【6年度】 自死遺族の自助グループの存在について市民に周知することができた。 自死遺族自助グループ「コスモスの会」が開催する「分かち合いの会」及び、精神保健福祉センターが主催する「家族の集い」について市報等で広報している。遺族の方が安心して語ることができ、こころのケアにつながる場となるよう支援している。 【7年度】 自死遺族の自助グループの存在について市民に周知するとともに、自死遺族の苦しい思いが社会に正しく理解され、地域での孤立を防ぐよう配慮が必要がある。	★★★